

令和3年6月 議会関係日程表

令和3年6月1日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
5	18	火		
	19	水		12:00 一般質問締切日
	20	木		9:30 議会運営委員会
	21	金		
	22	土		
	23	日		
	24	月		
	25	火		
	26	水		
	27	木		
	28	金		
	29	土		
	30	日		
31	月			
6	1	火	本 会 議	9:30 6月定例会開会（議案の上程）
	2	水	休 会	
	3	木	休 会	
	4	金	本 会 議	9:00 一般質問
	5	土	休 日	
	6	日	休 日	
	7	月	休 会	
	8	火	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会…役場 議場
	9	水	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会…役場 議場
	10	木	休 会	
	11	金	休 会	
	12	土	休 日	
	13	日	休 日	
	14	月	休 会	
	15	火	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）
16	水			
17	木			

会期15日間



第 1 号

( 6 月 1 日 )

## 議 事 日 程

令和3年 6月 1日  
午前 9時30分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 5号 令和2年度長和町土地開発公社事業会計決算について
- 日程第 5 報告第 6号 令和2年度長和町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 7号 令和2年度長和町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 7 報告第 8号 損害賠償に係る専決処分の報告について
- 日程第 8 報告第 9号 損害賠償に係る専決処分の報告について
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について  
(町長提出)
- 日程第 10 承認第 3号 専決処分した長和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の承認について  
(町長提出)
- 日程第 11 承認第 4号 専決処分した長和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認について  
(町長提出)
- 日程第 12 承認第 5号 専決処分した長和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認について  
(町長提出)
- 日程第 13 承認第 6号 専決処分した介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の承認について  
(町長提出)
- 日程第 14 承認第 7号 専決処分した長和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

日程第15 承認第8号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算(第10号)の承認について

(町長提出)

日程第16 承認第9号 専決処分した令和2年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認について

(町長提出)

日程第17 承認第10号 専決処分した令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)の承認について

(町長提出)

日程第18 承認第11号 専決処分した令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の承認について

(町長提出)

日程第19 承認第12号 専決処分した令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)の承認について

(町長提出)

日程第20 承認第13号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算(第1号)の承認について

(町長提出)

日程第21 承認第14号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算(第2号)の承認について

(町長提出)

日程第22 承認第15号 財産(物品)取得の専決処分について

(町長提出)

日程第23 議案第38号 長和町黒耀石鉾山展示施設設置条例の制定について

(町長提出)

日程第24 議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第25 議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 2 6 議案第 4 1 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算（第 3 号）について

（町長提出）

日程第 2 7 陳情第 5 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策  
を求める陳情

日程第 2 8 委員会付託について

散 会

令和3年長和町議会6月定例会（第1号）

令和3年6月1日 午前 9時30分開会

出席議員（9名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	羽田公夫	議員
5番	伊藤栄雄	議員	7番	柳澤貞司	議員
8番	小川純夫	議員	9番	宮沢清治	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君	代表監査委員	依田典仁	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数定刻ともに至りましたので、令和3年6月長和町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本定例会は、既に御案内のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる取組に基づき開催してまいりますので御承知ください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において2番、渡辺久人議員、7番、柳澤貞司議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5月20日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、議会日程を申し上げます。お手元の議案書1ページを御覧ください。

5月20日に開催された議会運営委員会で会期を決定いたしました。

6月1日、本日、6月定例会の開会でございます。

6月4日、一般質問が4名の議員の方からございます。

6月8日、社会文教常任委員会、6月9日、総務経済常任委員会を開催いたします。

6月15日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は15日間となりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日6月1日から6月15日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日6月1日から6月15日までの15日間と決定いたしました。

---

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第４号から第９号までの報告案６件、承認第２号から承認第１５号までの専決承認案１４件、議案第３８号から議案第４０号までの条例案３件、議案第４１号令和３年度長和町一般会計補正予算案１件、陳情第５号　新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情１件の合計２５件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第３　報告第４号　例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君）　日程第３　報告第４号　例月出納検査の結果について、依田典仁代表監査委員から報告を求めます。

依田代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君）　それでは、おはようございます。

例月出納検査結果報告をさせていただきます。議案書の３ページをお開きいただきたいと思います。

報告第４号

令和３年５月２４日

長　和　町　長　　羽　田　健一郎　様

長和町議会議長　森　田　公　明　様

長和町監査委員　依　田　典　仁

〃　　　　　柳　澤　貞　司

例月出納検査結果報告（令和２年度４月分）

（令和３年度４月分）

令和３年５月２４日、令和２年度４月分及び令和３年度４月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、議案書の３―２から９ページのところを御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

---

◎日程第４　報告第５号　令和２年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長（森田公明君）　次に、日程第４　報告第５号　令和２年度長和町土地開発公社事業会計決算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君）　おはようございます。

それでは、報告をいたします。議案書の４―１ページを御覧ください。

令和2年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、5月13日開催の役員会において御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定に従い報告をするものでございます。

令和2年度の決算の内容につきましては、立岩落合団地分譲地残4区画中3区画の販売に至りました。これによりまして、17区画中16区画が販売済みとなり、残区画は1区画を残すのみとなりました。

残りの1区画につきましては、現状の区画の形状や面積を鑑みまして、周辺土地の状況等を参考にし、完売に向けて推進してまいるところでございます。

ちなみに、立岩落合住宅団地建築中を含めまして、16家族、約60名を超える方に今お住まいをいただくところでございます。

そのほかの造成地の残区画につきましては、細尾団地3区画となっております。この土地につきましても、町とも調整を図り、販売のみならず、土地の有効活用も検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、引き続き土地開発公社理事会の御意見を頂戴し、目的が達成されるよう努力してまいります。

詳細につきましては、4-2から4-16までの決算書を御覧ください。

以上、報告といたします。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第5 報告第6号 令和2年度長和町一般会計繰越明許費について

◎日程第6 報告第7号 令和2年度長和町一般会計事故繰越しについて

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第6号 令和2年度長和町一般会計繰越明許費について及び日程第6 報告第7号 令和2年度長和町一般会計事故繰越しについて報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） おはようございます。

それでは、お願いいたします。議案書の5-1ページを御覧ください。

報告第6号 令和2年度長和町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により御報告を申し上げるところでございます。

5-2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳費、番号制度導入に伴うシステム改修につきましては、ソフトの配付と連携テストが国の計画に従い新年度になるものでございます。

衛生費の保健衛生費、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業、接種事業につきましては、国の3次補正を受けて予算化した事業でございまして、事業の完了がおおむね9月になる見込みであるということのためでございます。

農林水産業費の耕地一般経費、個別施設計画策定につきましては、台帳と実測との差異があったため、照合作業に日数を要してしまったための繰越しでございます。

町単耕地応急工事事業につきましては、当初の計画では事業費が高額になってしまったため、事業費を抑えるための精査、検証に時間を要してしまったことと、水路に水がない時期に工事を発注したいというためでございます。

地方創生事業ワイン産業プロジェクト展開ほ場整備事業につきましては、平成元年発生台風19号による災害復旧工事の集中によりまして、二次製品の資材入手が困難な状況であったため、5月末の工事完了となってしまうためのものでございます。

土木費の道路の橋梁維持管理経費、町道の街道線石積復旧工事につきましては、関連する水路が防火と農業用水を兼ねておりまして、一定の流量の確保と借地を計画いたしました地権者との交渉が難航いたしましたため、6月下旬に完了することとなってしまったものでございます。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、国の3次補正を受けての事業で、事業の完了が11月頃の見込みになってしまったためでございます。

教育費の教育総務費、ICT機器研修委託につきましては、GIGAスクール対応パソコン224台は3月に納品されたわけでございますけれども、学期末によりまして端末機の研修ができなかったためございまして、この6月には完了する見込みでございます。

小学校費の長門小学校改修事業につきましては、国の3次補正を受けまして予算化したものでございまして、この事業の完了については10月ごろの見込みであるというものでございます。

社会教育費の地方創生事業、地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業につきましては、同様に国の3次補正を受けまして予算化したものでございます。この事業の交付申請から完了までの期間は、年度内に間に合わず、事業の完了は令和4年2月になる見込みであるということでございます。

次ページに行きまして、災害復旧費の農業用施設災害復旧事業でございますが、平成元年に発生しました台風19号により、災害復旧工事の集中によりまして資材の入手が困難な状況にあり、年度内に工事が完了しないものでございます。

林業施設災害復旧事業につきましては、当該箇所までにつきましては被災がされており、工事車両の通行が不可であったため、林道並びに町道の復旧工事の進捗状況を見て確認しておりましたけれども、予定ほど進まず、年度内に竣工することができなかったためでございます。

土木施設災害復旧工事事業につきましては、さきにも述べましたとおりでございますが、資材不足によりまして入手が困難であったため、大幅に着手がずれ込み、多くの工事は令和4年3月以降、3月下旬になってしまう見込みであるということでございます。

以上の理由によりまして、それぞれ記載の額を次年度に繰越しをいたしました。

報告につきましては以上でございます。

次に、議案書6—1ページを御覧ください。

報告第7号でございます。令和2年度長和町一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令の規定によりまして併せて御報告を申し上げます。

6—2ページをお願いいたします。

事故繰越しにつきましては、平成元年発生台風第19号豪雨によります農業用施設、土木施設の災害復旧費につきましては、令和元年度の完了が困難であることから、令和2年度への繰越明許費により予算を繰越して、それぞれの事業を実施してまいったわけでございますけれども、災害復旧工事の集中によりまして、資材の入手が非常に困難な状況であったことから、財政法上の定めによります避け難い事故であるとの理由によりまして、年度内に完了することができなかったための事故繰越しでございます。

農業施設は年度内、土木施設につきましては11月下旬の完成を見込んでございます。

以上の理由によりまして、令和2年度中の支出負担行為のうち支出未済額のそれぞれの記載の額につきまして、令和3年度へ事故繰越しとして繰越しをいたしました。

報告は以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第7 報告第8号 損賠賠償に係る専決処分の報告について

◎日程第8 報告第9号 損賠賠償に係る専決処分の報告について

○議長（森田公明君） 次に、日程第7 報告第8号及び日程第8 報告第9号の損害賠償に係る専決処分の報告について報告を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の7—1ページを御覧いただきたいと思います。

報告第8号 損害賠償に係る専決処分の報告についてでございます。

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条関係規定により報告をさせていただきます。

議案書の7—2ページを御覧ください。

令和3年4月13日付で専決処分をさせていただきました。相手方は国道142号線、笠取峠、長和町長久保1158—3先付近のガードレールということで、管理者は長野県上田建設事務所です。

事故の概要でございますが、令和2年12月7日午前9時頃、町が業務委託をしている長野県シルバー人材センター連合会会員が、堆肥運搬のため長門牧場に向かい2トンのダンプトラックを運転していたところ、国道142号線笠取峠の左カーブにて、路面凍結によりスリップし、左前方部をガードレールに衝突する物損事故が発生、ガードレールを破損させたものでございます。

損害賠償額は38万3,700円で、町が保険契約に加入する一般財団法人全国自治協会から、上田建設事務所の指定する口座に支払われております。

町とシルバー人材センターとの委託契約により使用する公用車の事故については、悪質なものを除き、町の加入している自動車保険を適用することとしておりますので、御了承いただきますよう

よろしくお願いをいたします。

続きましても、申し訳ありませんが自動車事故の報告になります。

報告第9号になります。

議案書の8-2ページを御覧ください。

令和3年5月7日付で専決処分をさせていただいております。相手方は、そこに記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和3年4月14日午前11時頃、町が業務委託をしている共立メンテナンス社員が、町道堅町2号線の舗装の穴埋め作業を行う箇所の確認を行い、転回をしようと長久保579-2の駐車場に向かって公用車をバックしたところ、駐車場内に駐車していた相手車の右側側面部に公用車の右側後部バンパーが接触する物損事故が発生し、相手車のスライドドア部を破損させたものでございます。

損害賠償額は11万5,860円で、町が保険契約に加入する一般財団法人全国自治体協会から相手方の指定する口座に支払われております。

町と共立メンテナンスとの委託契約により、公用車の事故については、悪質なものを除き、町の加入している自動車保険を適用することとしておりますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

報告を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、報告を終わります。

---

◎日程第9 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

◎日程第10 承認第3号 専決処分した長和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

◎日程第11 承認第4号 専決処分した長和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

◎日程第12 承認第5号 専決処分した長和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認について

- (町長提出)
- ◎日程第13 承認第6号 専決処分した介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第14 承認第7号 専決処分した長和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第15 承認第8号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算(第10号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第16 承認第9号 専決処分した令和2年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第17 承認第10号 専決処分した令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第1号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第18 承認第11号 専決処分した令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第19 承認第12号 専決処分した令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第20 承認第13号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算(第1号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第21 承認第14号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算(第2号)の承認について
- (町長提出)
- ◎日程第22 承認第15号 財産(物品)取得の専決処分について
- (町長提出)
- ◎日程第23 議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定について

(町長提出)

◎日程第24 議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

(町長提出)

◎日程第25 議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第26 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第3号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第9 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第26 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第3号)についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

日に日に緑が深まり、大変さわやかな季節となつてまいりました。田んぼの早苗も日ごとに成長し、初夏への移ろいを見せております。

本日ここに、長和町議会6月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の御出席を賜り開会できますことに心より感謝を申し上げる次第であります。

この頃は、季節の進みが早く、不順な天候による異常気象も懸念される中、これからは梅雨の季節、台風シーズンと豪雨が心配な時期を迎えようとしています。一昨年の令和元年東日本台風による被災箇所の完全普及は鋭意努力をしておりますが、途上でありますので、行政といたしましても例年以上に降雨状況を注意してまいります。町民の皆様におかれましても天候と雨の降り方に注意していただきまして、早めの避難と命を守る行動をとっていただきたいと思っております。

さらに、新型コロナウイルスの感染が心配される中での避難も予想されますので、感染防止対策を考慮した避難の方法や、避難所運営について準備を進めているところであります。

昨年から猛威を振るっております新型コロナウイルスにつきましても、流行の主体が変異株となっていることが分かってきました。このような状況を受け全国知事会も、変異株の拡大で医療崩壊の危機が続いていることを踏まえ、全国での緊急事態宣言発令の可能性も視野に国民に警戒を呼びかけ、行動変容を促す強いメッセージを出すよう求めております。

長和町におきましても、今年1月に5人目の感染者が確認されて以降、感染者は出ておらない状況でありましたが、5月13日より現在までに陽性者が続けて確認されており、町民の皆様も大変御心配をいただいている状況でございます。

町といたしましても、対策本部会議を開催し、各関係機関と情報を共有し対応に当たっておりますが、保健所において、感染経路や濃厚接触者の調査を行っておりますので、皆様方におかれまし

ては、くれぐれも落ち着いた生活を送っていただき、これまでどおり、基本的な感染防止対策を徹底した感染防止の行動と人権への配慮に引き続き御協力をお願いをしております。

また、感染症終息の鍵を握ると言われ、待ち望んでおりましたワクチン接種につきましては、当町では先行して行った80歳以上の住民の方には4月19日から予約受付が始まり、5月10日から接種を始めることができました。

どこの自治体も全く初めてのことであり、電話がつながりにくいなどのトラブルはありましたが、皆様の御協力によりまして、おおむね順調にワクチン接種は進められております。7月末までには希望者約2,300人への接種を終えるよう進めてまいりたいと考えております。

さて、本年は長和町が発足してから16年がたとうとしております。私は、新生長和町の初代町長として、「元気が出る町！！長和町」を合言葉に16年、住民皆様の幸せと長和町の発展のために心血を注ぎ突き進んでまいりました。

1期目は、「一番大切なのは、新しい町の融合」として、人と人のつながりを深め、長門地域と和田地域の融和と一体感の醸成を主眼に事業を進めてまいりました。

2期目は、「輝く長和町の生活圏の基礎づくり」をテーマとし、足腰のしっかりとした、たくましく明日を生き抜く町を目指すため、基礎づくりに邁進してまいりました。

3期目は、長和町が長和町としてさらに輝き続け、町民皆様の笑顔が行き交う、住んでよかったと実感できる生活圏の創造を協働の力によって創出したいとの思いを込めて、「豊かな自然・歴史・文化を引継ぎ、輝き続ける長和町の創造」をテーマに町政を進めてまいりました。

そして、現在の4期目は、選挙を通じて町民皆様からお寄せいただきました多くの意見や要望を取り入れ、8つの公約の下、大切な長和町の皆様の笑顔を未来へ引き継ぐために、長和町をもっともっと元気が出るようにと全力で取り組んでまいりました。

現在は、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風による激甚災害や令和2年1月に日本で最初の新型コロナウイルスの感染症の陽性者が確認されて以降、衰えることなく猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症の対応、対策など、議会の皆様や町民の皆様の御理解、御協力、御支援をいただき、町民皆様が安全・安心に暮らせるために職員一丸となり取り組んでおります。

また、4期目は、県下58町村で組織する長野県町村会の会長に就任し、全国町村会の政務調査会経済農林委員会委員長に就いております。

人口減少や少子化、高齢化、前述した自然災害や感染症などは、一地域にとどまらず広域的に影響を及ぼします。県や国、その他関係機関に対して意見や提案を直に伝え訴えることは、常に長和町がバックグラウンドにありますので、思っている以上に効果的で、大変有意義に作用していることを実感しております。

そして、人口減少対策を前提に一貫して取り組んでまいりましたことは、「子どもを育てるなら長和町」、「子育て日本一を目指して」を標榜し、少子化対策を積極的に推し進めてまいりました。

妊娠から出産、子育てを切れ目なく物心共に支えるために、きめ細かな健診事業と各種健診補助、

全国に先駆けて平成21年4月より導入いたしました18歳までの医療費の無料化や子育て応援給付金、子育て応援ごみ袋の支給など、また、待機児童のない保育園の運営や保育料の軽減及び3歳から5歳児の副食費無償化、小中学校の給食費無償化、高等学校通学費補助などの支援事業に加え、子育て中の親子の交流の場や子育て相談ができる子育て支援センターを保育園に併設、年次計画による子育て世代に特化した町営マンションの建設や住宅団地の分譲など、子育て世代をゆるぎなく応援をしてまいりました。

昨今の急激な気象変動や新型コロナウイルスに象徴されるよう、今までに経験したことのない災害や予期せぬ出来事がいつ起こるかかわからない時代、こんな時代の時こそ、何よりも優先に住民皆様の安全・安心を守らなくてはなりません。

全世界に展開している新型コロナウイルス感染症は、世界にとつてもない衝撃を与えております。このコロナ禍が収束しても強い衝撃を受けた影響は根強く続くでしょう。

この難局を乗り越え、住民皆様が安心して安全に暮らせる環境づくり、長和町が長和町として永続的に伸展させていくことが私の使命ではないかと、村長、町長として務めてまいりました24年の経験や知識、そして、長和町のために長野県町村会長としての職責を果たしてきたことは、この直面する非常事態を乗り越えるために蓄積されてきたのではないかと考えるようになりました。

私は、生まれ育ったこの長和町の緑の山並み、澄んだ空気、豊かな水、黒耀石の輝き、中山道長久保宿、和田宿の趣、全てが大好きであります。そして、何よりそこに住む皆さんが大好きです。私の行政運営の原点はここにあります。社会がどんなに変わろうとも、誰もが安心して育ち、学び、働き、そして元気に暮らすことができる長和町を追い求めてまいりました。

夜明け前が一番暗いと言います。苦難や雌伏の期間は、終わりかけの時期が最も苦しい時であります。私は、この艱難を乗り越えるために、知恵を絞り、政策を練り上げ、的確な判断、確固たる行動を起こし、私が慈しむ長和町のために、そこに住む皆様のために、切れ目のない町政を進めるべく、次期町長選挙に立候補の決意を固めました。

私は、残された任期を全うするために、昨年暮れの年末年始休暇を利用して医療機関に検査入院をいたしました。その結果、肺の一部に健康を損なう兆候が見受けられましたので、そのまま治療を受けました。おかげさまで現在は、医師からも太鼓判を押されるほど回復し、全く問題なく至って健康そのものであります。

今回の入院は私にとって初めての入院経験で、入院患者の不安な気持ちや孤独感を抱く生活を体験し、改めて患者は心身の不具合と不安を抱えた弱い存在であることを実感いたしました。

そんなとき、医師をはじめ、看護師さん、病室を清掃に訪れる従業員の方々皆さんが温かく接してくださる思いやりにどれだけ癒されたかわかりません。そんな優しさに触れることができた体験は決して忘れることができないものです。

また、今まで私を支援、支え、温かく見守ってくださる皆様のお気持ちを思うと胸が熱くなりました。入院生活での貴重な体験や、感じ学び得たことを深く胸に刻み、これからの町政に活か

していくことを改めて思ったところであります。

5期目に向けたまちづくりは、今申し上げました「新型コロナウイルス禍のまちづくり」であります。「行財政改革の推進」、「産業の振興」、「生活環境の整備」、「人口減少・集落の維持」、「景観・文化の形成維持及び形成」、「連携による地方自治」などが、持続可能な地域社会の形成を目指すキーワードであります。課題は山積しておりますが、覚悟を持って取り組むことが私の使命です。

町民皆様、議員各位におかれましても御理解、御協力、そして、御指導、御支援を賜りたく、ここに報告を申し上げます。

それでは、今議会に提案をさせていただきました承認案14件、条例案3件、補正予算案1件について順次説明を申し上げます。

まず、承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例及び承認第3号 専決処分した長和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の承認についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例及び固定資産評価審査委員会条例の改正が必要なものについて本年3月31日付で改正をさせていただいたものです。

続いて、承認第4号 専決処分した長和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認についてから承認第7号 専決処分した長和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認についてですが、指定居宅サービス業の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準については、3年に1度改正されてきており、今回につきましても、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に伴い、関係条例の改正が必要なものについて本年3月31日付で改正させていただいたものです。

次に、令和3年3月31日付で専決処分させていただきました令和2年度補正予算の関係について御説明を申し上げます。

初めに、承認第8号 令和2年度長和町一般会計補正予算（第10号）であります。歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、基金及び他会計繰入金、地方債の補正が主なものになっております。

歳出につきましては、3月定例議会でお認めをいただきました第9号補正予算の取りまとめ後に変動を来したものに係る補正でありまして、国・県の補助事業及び地方債に関わる事業の補正など、各種事務事業の精算に伴う補正が主なものになっております。

総務費におきましては、行政事務包括委託料、マイナンバーカード関連の負担金、ケーブルテレビ放送事業の減額、民生費におきましては、障がい者施設サービス費、介護保険特別会計への繰出金の減額、衛生費におきましては新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額、商工費におきましては新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の事業継続給付金、いきいき券発行事業負担金の

減額、土木費におきましては、除排雪関連経費の減額及び社会資本整備総合交付金事業の事業延伸による増額、教育費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中学校組合負担金の減額等の予算を計上をさせていただきました。

予備費につきましては8,462万6,000円を増額し、1億552万6,000円となっております。増額した主な要因といたしましては、令和元年度繰越し及び令和2年度の災害復旧事業について、事業費に対して充当されるべき国庫補助金等が入金にならず、一般財源を一時立替えという考え方で増額をしております。

一般会計全体では450万6,000円の補正増となり、補正後の予算総額は82億9,800万円であります。

次に、一般会計と同様に専決処分させていただきました承認第9号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）から承認第12号 令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）の各特別会計の補正予算につきましても、一般会計と同様に保険税や保険料、補助金の確定、繰入金の精算に伴った歳入の補正、各種事務事業の精算に伴う歳出の補正が主なものになっております。

承認第13号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第1号）では、やすらぎの湯配管工事関連事業の補正を、承認第14号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第2号）では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連の補正予算をそれぞれ専決処分をさせていただきましたものです。

承認第15号 財産（物品）取得の専決処分につきましては、議場の音声設備更新のため財産の取得につきまして専決処分をさせていただきましたものであります。

次に、条例案について御説明をいたします。

議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定についてですが、7月に開館を予定しております黒耀石鉱山展示施設、その名も「星くそ館」について、開館に併せ新たに設置条例を制定するものであります。

次に、議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、国の職員のサービスの宣誓に関する政令の一部改正を受け、町の条例も同様に改正するものであります。

次に、議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆるデジタル法が成立し、9月1日施行予定の番号法の改正に併せ町の手数料条例を改正するものであります。

次に、議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

歳出におきまして、総務費では、自治振興組合負担金と衆議院議員選挙に係る事業を、農林水産業費並びに消防費では、大門財産区からの繰入金に係る事業を、教育費では、星くそ館の開館に併

せた番組制作費に係る事業等につきまして、それぞれ補正予算を計上をさせていただきました。

歳入におきましては、国庫支出金、財産区及び基金繰入金の補正は歳出予算の補正に伴うものとなっております。補正額は671万3,000円で、補正後の予算総額は62億6,835万8,000円とするものであります。

以上、本定例会に提案させていただきました承認案件及び議案について概要を説明をさせていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時18分です。10時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

---

再 開 午前10時30分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

日程第9 承認第2号から日程第22 承認第15号までの専決処分の承認については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 御異議なしと認め、承認第2号から承認第15号までの専決処分の承認については、本日審議することに決定いたしました。

それでは、日程第9 承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の9—1ページを御覧いただきたいと思います。

承認第2号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことから、町税条例関係規定を改正したもので、9—3ページから改正文ございますが、内容は、個人住民税における非課税範囲及び寄附金税額控除の範囲の見直し、固定資産税における宅地及び農地の負担調整措置の延長、軽自動車税においては環境性能割の税率区分の見直し等について改正したものでございます。

9—11ページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

個人の町民税の非課税の範囲を定めた第24条において、下線部分ありますが、括弧書きで扶養親族の定義を明確にしたこと、次の寄附金税額控除を定めた第34条の7で、次のページ、9—1

2 ページからになります。下線部分ですけれども、施行令に定められている寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くこと、少し飛びますが、9—20 ページからになります。附則に定められた第11条以降、固定資産税における宅地及び農地の負担調整措置を令和5年度まで延長すること、また、少し飛びますが、9—25 ページ、最下段の第15条の2以降は、軽自動車税における環境性能割の税率区分の見直し等を定めたものになっております。

施行日は令和3年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第2号を採決いたします。

承認第2号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第2号は承認されました。

次に、日程第10 承認第3号 専決処分した長和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の10—1 ページを御覧いただきたいと思います。

承認第3号 専決処分した長和町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

10—4 ページの新旧対照表を御覧ください。

こちらで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことから、固定資産評価審査委員会条例の中で審査申出書の押印を定めていた第4条第4項を削除し、第8条第5項、口述書の押印を廃止する旨を定めたものでございます。

施行日は、令和3年4月1日施行です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わり、これより承認第3号を採決いたします。

承認第3号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第3号は承認されました。

次に、日程第11 承認第4号 専決処分した長和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長(城内秀樹君) それでは、議案書の11—1ページを御覧ください。

承認第4号 専決処分した長和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当町の条例をこれに沿う形に改正するものでございます。

議案書の11—3ページから改正文がございしますが、内容は、虐待の防止のための措置、ハラスメント対策、非常災害対策及び業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止の措置等について新たに定められたものとなっております。

11—24ページからの新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、少しおめくりいただきまして、まず、11—28ページの第3条第3項で、下線部分になりますが、虐待防止のための措置を講じる旨が定められ、少し先になりますが、11—31ページに行ってください、最下段の第3条の30第5項で、次のページにかけてでございますが、ハラスメント対策を講じること、次の第3条の30の2で非常災害対策及び業務継続計画の策定、次のページになりますが、第3条の31第3項で感染症の予防及びまん延防止の措置等を講ずるよう項目を新たに設けたものとなっております、この後御説明します他の改正につきましても、先ほども申し上げたとおり省令の公布に準じて改正を行っております。

施行日は、令和3年4月1日となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

渡辺議員。

○2番(渡辺久人君) 今回の条例改正に伴いまして、人員等の増、あるいはテレビ機器なんていうような言葉も出てくるんですけど、そういったものも整備していくのかどうかをお聞きします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 人員等の整備ということですが、人員等につきましては、人員の人数とかではなくって、例えば兼務ができるとか、そういう条例はの中で政令に従って入っております。また、テレビ会議等、ICTを活用した文面についても一応政令に基づきまして条例改正等をさせていただいております。

○議長（森田公明君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第4号は承認されました。

次に、日程第12 承認第5号 専決処分した長和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の12—1ページを御覧ください。

承認第5号 専決処分した長和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

こちら承認第4号と同様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当町の条例をこれに沿う形に改正するものです。

内容につきましては、承認第4号と同様、虐待の防止のための措置、ハラスメント対策、非常災害対策及び業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止の措置等について新たに定められたものになっております。

施行日は、令和3年4月1日となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第5号を採決いたします。

承認第5号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第5号は承認されました。

次に、日程第13 承認第6号 専決処分した介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の13—1ページを御覧ください。

承認第6号 専決処分した介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

こちらも同様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当町の条例をこれに沿う形に改正するものです。

内容につきましては、承認第4号、5号と同様、虐待の防止のための措置、ハラスメント対策、非常災害対策及び業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止の措置等について新たに定められたものになっております。

施行日は、令和3年4月1日となっています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第6号を採決いたします。

承認第6号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第14 承認第7号 専決処分した長和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の14—1ページを御覧ください。

承認第7号 専決処分した長和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条関係規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

こちらも同様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当町の条例をこれに沿う形に改正するものです。

内容につきましては、前段の3つの承認案と同様、虐待の防止のための措置、ハラスメント対策、非常災害対策及び業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延防止の措置等について新たに定められたものになっております。

施行日は、令和3年4月1日となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第7号を採決いたします。

承認第7号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第7号は承認されました。

次に、日程第15 承認第8号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算（第10号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の15—1ページをお願いいたします。

承認第8号 専決処分した令和2年度長和町一般会計補正予算（第10号）につきまして御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ82億9,800万円とするものでございます。

第2条でございます。繰越明許費につきましては、6ページを御覧ください。

報告第7号で御報告させていただいたもののうち、保健衛生費では新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の人件費120万円の増額、接種体制の確保事業114万2,000円の減額、接種事業といたしまして179万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、道路の橋梁維持管理経費、社会資本整備総合交付金事業、農業用施設災害復旧事業、土木施設災害復旧費につきましては、それぞれの事業の進捗状況に合わせて変更をお願いするものでございます。

第3条でございます。地方債の補正につきましては、7ページの第3表のとおりでございまして、過疎対策事業債並びに災害復旧事業債につきましては、実績に基づきまして借入金を補正するものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、13ページからになります。

歳入につきましては、3月補正予算取りまとめ後の事業費の確定による精算などによる補正が主な内容となっております。

町民税につきましては204万円、地方揮発油譲与税719万1,000円、自動車重量譲与税237万7,000円、14ページの配当割交付金154万円、株式等譲渡所得割交付金205万1,000円、地方消費税交付金4,795万4,000円のそれぞれの増額。

15ページの特別交付税につきましては、当初見込んでおりました過年度災害復旧に関する経費につきまして配分がなされなかったための9,223万6,000円の減額となっております。

16ページから19ページにかけての国庫支出金及び県支出金につきましては、事業の実績によりましてそれぞれの補正を行っておりまして、主なものといたしまして、17ページの災害復旧費につきまして、補助率のかさ上げによりまして土木施設災害復旧費補助で1億4,868万5,000円、観光協会への補助事業でございますスポーツによる地域活性化推進事業補助で111万6,000円、18ページの地域支えあいプラスワン消費促進事業補助で362万1,000円の増額計上となっております。

19ページの財産収入では、基金積立金の利子分で267万1,000円の増額となっております。寄附金では、ふるさと納税寄附金分で97万9,000円の増額となっております。寄附の総額につきましては、2,621万7,000円となりました。

20ページの繰入金につきましては、充当していた事業の精算に伴い、それぞれ基金の繰入金での1億2,287万2,000円の減額補正、また、他会計繰入金では観光施設事業特別会計の包括業務委託精算による減額並びにマスタープラン事業の完了に伴う大門財産区繰入金による増額によりまして102万7,000円の減額の補正となっております。

諸収入におきまして、普通交付税中学校費配分金や消防費に関わる災害救助組替え支弁金などにより374万8,000円の増額補正となっております。

21ページから22ページの町債でございますが、実績に伴った過疎債におけるそれぞれの事業の増減、災害復旧事業債においては、国庫補助のかさ上げや起債充当できなかった町単事業があっ

たことによりまして60万円の増額、緊急防災・減災事業債により実施いたしました長門老人福祉センター改修事業につきましては、事業費の確定に伴う220万円の減額、減収補填債につきましては、新型コロナウイルスによります影響によりまして大幅な減収が生じる消費や流通に関わる税目につきましては、令和2年度限りの措置といたしまして、対象税目に追加となり、それを補うため追加での補正となっております。

次に、23ページからの歳出でございますが、各種事務事業の完了によります精算及び財源充当などに伴う補正が主なものとなっております。

26、27ページのケーブルテレビの施設運営費につきましては、事業費の精算に伴った916万3,000円の減額となっております。

28ページの障害福祉費では、実績に伴い、障害者自立支援給付事業で322万9,000円などの減額補正となっております。

また、29、30ページでは、事業費の精算に伴った介護保険特別会計への繰出金4,272万円の減額となっております。

32ページの衛生費であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業・接種事業における組替え、事業精算により146万1,000円の増額となっております。

33ページ、34ページからの商工費でございますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の負担金の補正及びスポーツによる地域活性化推進事業・補助事業の負担金の補正によりまして1,042万4,000円の減額となっております。

次に、34、35ページをお願いいたします。

土木管理費でございますが、土木維持費の除排雪の関連経費につきましては、最終的に見込みよりも降雪量が少なかったために、賃金、重機借上料、凍結防止剤等で387万円の減額、社会資本整備総合交付金事業では、事業箇所が延伸したことによりまして、1,001万円の増額補正となっております。

36ページ、37ページをお願いいたします。

教育費の中学校費でございますが、中学校組合への負担金が精算に伴い719万円の減額計上となっております。

社会教育費では、各事業の精算と国際交流事業の延期によりまして638万円の減額補正となっております。

38ページの災害復旧費の土木施設災害復旧費でございますが、事業費の中で節の組替えを行うとともに、補助金額の確定に伴う災害復旧事業債の減額によりまして、事業費は変わりませんけれども、財源充当の補正を行いました。

最後に、予備費でございますが、8,462万6,000円を増額いたしまして1億552万6,000円となっております。

なお、ここで一般財源が増えた形にはなってございますが、町長提案理由でも御説明いたしまし

たが、令和元年度の繰越し並びに令和２年度の災害復旧事業におきまして、事業費に対しまして財源として充当されるべき国庫補助金等の入金間に合いませんので、基金を取り崩して一般財源を一時立て替えるという考え方で補正したわけでございます。

この関係につきましては、令和３年度におきまして、それぞれの事業の完了に伴う国庫補助金等入金がありましたら、再度基金を積立てる等処理してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第８号を採決いたします。

承認第８号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第８号は承認されました。

次に、日程第１６ 承認第９号 専決処分した令和２年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の１６―１を御覧ください。

承認第９号 専決処分した令和２年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第５号）の承認について、地方自治法の規定により専決処分をしましたので報告し、承認をいただくものでございます。

１６―２の１ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算から４，８５５万８，０００円を減額をいたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ７億６，２８７万８，０００円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出において、国民健康保険税、保険給付費等交付金、保険給付費等の額の決定及び実績による補正でございます。

９ページ目をお開きください。

歳入でございますけど、款１国民健康保険税ですが、徴収実績によりまして４５８万９，０００円の増額、款５項２目１災害臨時特例補助金としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など、一定基準を満たした方への国民健康保険税の減免額に対する補助金金額の確定によりまして１８万９，０００円の増額をさせていただいております。

以下、款6 県支出金、10 ページの款10 繰入金、款12 諸収入におきましても、保険給付費等交付金の決定及び実績確定による増減の補正となっております。金額については御覧をいただければと思っております。

次に、11 ページをお開きください。

11 ページからの歳出でございますが、款2 保険給付費ですが、医療費の給付実績の確定によりまして、11 ページ、項1 療養諸費につきましては合計で5,486万8,000円の減額、以下11 ページ下段の項2 高額療養費から12 ページの項5 結核精神諸費につきましても、各種給付実績の確定により減額となっております。

同様に、13 ページ、款3 国民健康保険事業納付金につきましては、それぞれ財源内訳の変更となり、14 ページの款6 保健事業から15 ページの款9 諸支出金につきましても、各種事業の確定、還付金等の額の確定により減額補正となっております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第9号を採決いたします。

承認第9号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第9号は承認されました。

次に、日程第17 承認第10号 専決処分した令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書の17-1を御覧いただきまして、承認第10号 専決処分した令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）の承認について、地方自治法の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の17-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ153万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1,346万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和2年度分歯科診療所の診療報酬の確定に基づく補正でございます。

9ページ目をお開きください。

歳入の款1診療収入ですが、歯科診療報酬の確定に基づき153万8,000円の減額となり、歳入の減額に伴いまして、10ページの歳出、款1項1目1歯科一般管理費の歯科医師診療報酬も同額の153万8,000円と減額をするものでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第10号を採決いたします。

承認第10号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第10号は承認されました。

次に、日程第18 承認第11号 専決処分した令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の18—1を御覧ください。

承認第11号 専決処分した令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の18—2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ414万7,000円を減額をし、総額を歳入歳出それぞれ8,633万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、保険料、後期高齢者医療広域連合納付金等、歳入歳出の額の実績及び確定に基づく補正でございます。

9ページ目をお開きください。

主なものについて説明をさせていただきます。

歳入の款1後期高齢者医療保険料、款4繰入金、款6諸収入につきましては、それぞれの実績等の確定による補正となっております。

次に、10ページの歳出ですが、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、広域連合への納付金の額の確定によりまして、316万9,000円を減額するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わり、これより承認第11号を採決いたします。

承認第11号について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、承認第11号は承認されました。

次に、日程第19 承認第12号 専決処分した令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、御説明をさせていただきます。

議案書の19-1を御覧ください。

承認第12号 専決処分した令和2年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)の承認について、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。

19-2の1ページ目をお開きください。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,633万円を減額をいたしまして、総額、歳入歳出それぞれ10億4,557万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、保険料、国庫支出金、繰入金、保険給付費等、歳入歳出について、交付金等の決定及び実績の確定による補正でございます。

9ページをお開きいただきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

歳入の款1保険料につきましては、徴収実績に基づきまして194万9,000円の減額、款2項1手数料、款3項1国庫負担金及び項2国庫補助金につきましては、督促手数料の実績、介護給付費の実績、調整交付金の確定に伴いまして増減の補正となっております。

以下、9ページの款4項1目1介護給付費交付金から10ページの款10項2目3利用者負担金につきましても、交付金、繰入金、負担金の確定による補正であり、10ページの款8項1一般会計繰入につきましても、歳出における介護給付費等の減額に伴い、保険給付費等の支出に対応するため、目4その他一般会計繰入金につきましても減額補正とさせていただきます。

補正額につきましては、予算書を御確認いただければと思っております。

11ページの歳出であります。款1項1目1一般管理費においては、報酬、旅費及び社会福祉法人軽減措置事業等の実績により、75万8,000円の減額、以下項1総務管理費、項2徴収費、12ページの項3介護認定審査会費、項4趣旨普及費につきましても実績確定による減額補正とな

っております。

同じく12ページからの款2項1介護サービス等諸費につきましては、介護保険の要介護者の方への介護サービスの利用時の保険給付費で、給付実績の確定により、14ページの上段の合計で3,453万4,000円の減額となっております。

同じく14ページからの款2項2介護予防サービス等諸費につきましても、介護保険の要支援者の方への各種サービス利用時の保険給付費で、給付実績の確定によりまして15ページの下段、合計で368万8,000円の減額補正でございます。

以下、同様に16ページの款2項3その他諸費から18ページの款2項6高額医療合算介護サービス費につきましても給付実績の確定により減額となりまして、款2保険給付費全体で4,230万8,000円の減額補正となっております。

以下、同様に地域支援事業等につきましても実績に伴う補正となっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第12号を採決いたします。

承認第12号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第12号は承認されました。

次に、日程第20 承認第13号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算（第1号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の20—1ページをお願いいたします。

承認第13号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算（第1号）につきまして御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ61億5,200万円とするものでございます。

内容につきましては、過日の議会全員協議会におきまして概要を御説明させていただきました、やすらぎの湯の配管改修工事に関わるものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、9ページからになります。

歳入につきましては、過疎対策事業債が3,900万円の増額となっております。

次に、10ページの歳出でございます。

商工費におきまして、やすらぎの湯の配管等の改修工事に3,500万円、設計管理の委託で400万円、合計で3,900万円の増額となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第13号を採決いたします。

承認第13号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第13号は承認されました。

次に、日程第21 承認第14号 専決処分した令和3年度長和町一般会計補正予算（第2号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の21—1ページをお願いいたします。

承認第14号 専決処分した令和3年度一般会計補正予算（第2号）の承認について御報告をさせていただきます、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書1ページを御覧ください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億964万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ62億6,164万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、9ページからになります。

補正予算（第2号）につきましても、過日の議会全員協議会におきまして概要を御説明したものにいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金におきまして、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金1億964万5,000円の増額となっております。

歳出につきましては、10ページからになります。

民生費の在宅福祉費でございますが、高齢者の生活見守りのための訪問委託で42万9,000円の増額、社会福祉施設費では企業センターにおける新型コロナウイルス感染症対策の施設改修などで52万7,000円の増額補正となっております。

衛生費では、依田窪病院附属の和田診療所の電子カルテの導入事業にございまして、1,496

万円の増額補正となっております。

11ページの農林水産業費でございますが、信州・小県道の駅消費喚起事業負担金として175万円の増額補正となっております。

商工費では、みんなで応援・子育て応援！長和の里地域いきいき券配付事業で7,150万円の増額、観光協会の誘客事業補助金といたしまして2,200万円の増額補正となっております。

予備費では152万1,000円の減額補正となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第14号を採決いたします。

承認第14号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第14号は承認されました。

次に、日程第22 承認第15号 財産（物品）取得の専決処分についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の22—1ページからになりますが、お願いいたします。

承認第15号 財産（物品）取得の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりまして報告いたしまして、御承認をお願いするものでございます。

これにつきましては、先般開催されました議会全員協議会の際に御説明申し上げましたが、当議場の音声設備一式を更新するための備品購入事業によります財産の取得でございます。

取得する財産につきましては、役場議場音声設備一式でございます。

取得する金額につきましては、792万円でございます。

取得する相手でございますが、サスナカ通信工業株式会社さんでございます。

取得の方法につきましては、見積徴収入札でございます。

22—3ページでございますが、物品売買の仮契約書を御覧ください。

契約日は令和3年4月8日、工期は令和3年5月31日まででございます。

22—4ページには入札経過調書を添付させていただいております。4月7日の日に入札を行

いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率につきましては68.57%となつてございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わり、これより承認第15号を採決いたします。

承認第15号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第15号は承認されました。

次に、日程第23 議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定についてから日程第25 議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して議題とします。

担当課長の概要説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の23—1ページを御覧ください。

議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

制定条例文は23—2ページからとなります。

年度計画で進めてまいりました長和町黒耀石鉱山展示施設「星くそ館」の本体施設が令和2年度に竣工となり、7月の開館に向けて準備を進めているところですが、開館に当たりまして新たに設置条例を設けるもので、設置目的や名称、位置、開館時間等必要な項目について定めるものでございます。

施行日は公布の日からとし、星くそ館開館の日からの適用としております。

次に、議案書の24—1ページを御覧ください。

議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されたため、行政手続のデジタル化を見据えた中で、新たに職員となった者が任命権者等の面前で宣誓書に署名するのではなく、単に宣誓書の提出のみとするよう当町におきましても国と同様の改正をするものでございます。

施行日は公布の日からとしております。

次、議案書の25—1ページを御覧いただきたいと思ひます。

議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本年5月11日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、9月1日執行予定の番号法の改正に併せ個人番号カードの再交付手数料を定めております町の手数料条例を改正するものと、条項中の法律名の変更による改正でございます。

施行日は、法律が施行となる9月1日からとしています。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

なお、今定例会に上程された議案のうち、議案第38号から議案第41号までは委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総合的・大綱的なものについての質疑をお願いいたしたいと存じます。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第26 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） よろしく申し上げます。

それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ671万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ62億6,835万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、9ページからになります。

歳入につきましては、国庫支出金におきまして、衆議院選挙における投票用紙自動分類機購入に伴う委託金が262万5,000円、繰入金におきましては、林道補修費等の大門財産区からの繰入金268万8,000円、ふるさと納税基金からの繰入金が110万円、諸収入では自治振興組合への派遣職員の負担金30万円のそれぞれ増額となっております。

歳出につきましては、10ページからになります。

総務費の総務管理費では、当初で計上しておりました自治振興組合派遣職員の旅費、駐車場使用料を73万2,000円減額いたしまして、アパートの光熱水費を30万円増額したものでございます。

選挙費でございますが、今後実施される選挙に向けて、投票用紙の自動分類機を購入するため472万7,000円の増額補正となっております。

農林水産業費でございますが、林道改修に伴う管理委託料といたしまして218万9,000円の増額補正となっております。

11ページの消防費でございますが、自治会にて取り組む自主防災組織が購入する発電機等への購入補助といたしまして49万9,000円の増額補正となっております。

教育費の社会教育費でございますが、施設整備が完了いたします星くそ館の開館に併せまして、記念番組の製作費を110万円の増額補正するものでございます。

保健体育費でございますが、海洋センターの管理人を会計年度任用職員として雇用するための節の組替えをするための補正となっております。

12ページに参りまして、予備費では136万7,000円の減額補正となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

◎日程第27 陳情第5号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第27 陳情第5号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情についてを上程いたします。

なお、陳情第5号は委員会付託を予定しております。陳情案について不明な点などございましたら、7日までに事務局まで申し出てください。

---

◎日程第28 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第28 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第38号から第40号までの条例案3件、議案第41号、令和3年度補正予算案1件、陳情第5号、陳情案1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、6月4日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じ

ますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会いたします。

---

◎散会の宣告

○議長(森田公明君) 以上をもちまして、本日予定しておりました会議は終了いたしました。  
会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午前11時27分



第 2 号

( 6 月 4 日 )

議 事 日 程

令和3年 6月 4日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和3年長和町議会6月定例会（第2号）

令和3年6月4日 午前 9時00分開議

出席議員（9名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	羽田公夫	議員
5番	伊藤栄雄	議員	7番	柳澤貞司	議員
8番	小川純夫	議員	9番	宮沢清治	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。  
長和町議会第2回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、本日4名の一般質問を行います。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

- 1番（佐藤恵一君） おはようございます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

人事異動により4月より新しい部署で全く新しい職責の仕事に取り組んでいらっしゃる職員の皆さんもやっと担当する仕事の全体像が見えてきたと思います。引き継ぎ業務の中で感じられた仕事に対することに関しましてはとりもなおさず町民の視点も入っていると思われまますので、この機会に業務へ加味していただき、引き続き住民サービスの向上をよろしく願います。

さて、本日の質問は以下の3点です。1点目が長和町の財政について、次がブランシュたかやまスキー場の公設民営化について、3点目として町内の直売所等を核とした農業振興策について質問いたします。

第1点目の質問なんですが、長和町の財政と施策、過疎法継続の件と財政調整基金残高等について質問をいたします。

令和3年度4月1日、第5次となる過疎法、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。過疎法は、人口減少が著しく財政力の弱い市町村を過疎地域に指定し、財政支援する法律です。この法律で講じられている特別措置は、財政措置、行政措置、税制措置等があり、特に当町は過疎対策事業債を有効に活用して大変立派な施設等を整備してきました。

4月23日の信濃毎日新聞では、1面トップに、通常の行政に係る費用に対して税収がどれくらいを集められるかを示す財政力指数が基準を上回り、過疎法の指定を外れた自治体の困惑、今後の不安の特集が掲載されていました。本来ならば自立促進を促す過疎法が取り消されたから困りますという記事が信毎のトップ記事になっておりました。幸いにも当町は、人口減少率、財政力も基準を満たさないで過疎市町村の指定が継続されるわけですが、この特別措置法は10年間の時限立法であり、10年後の当町の人口は推計4,487人、今年の4月が5,886人ですので、1,400人の減となり、推計老年人口は49.7%と待ったなしの10年となります。

反面、今から確固たる方針で過疎対策に取り組めば、人口減少傾向と財政が厳しい中でも全国町村会ホームページにも寄稿している宮口侗廸氏の言葉をかりれば、全国市町村の中でも過疎に打ち克つ長和町となることができる10年となることも可能だと考えます。「うちかつ」の「かつ」は克服するの「克つ」であり、努力して困難に打ち克つ漢字のほうです。

第1の質問ですが、長野県町村会長として、常日頃、全国の人口増に転じたり、町村民が生き生きと活躍している町村の事例を詳細に把握している町長に、今回の特別措置法の目的、過疎地域の持続的発展を、長和町の持続的な発展として考えた場合、これからの長和町の姿をどのようにイメージして、具体的にどのように実現していこうと考えているか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び関連する法令等が、それぞれお話ありましたように3月31日に公布をされまして、4月1日に施行がされました。

長和町におきましては、これまでの過疎地域自立促進特別措置法と同様、過疎地域の要件を満たすこととなったところでございます。

この取組につきましては、私は実は県の過疎地域対策協議会の会長として、今お話ございましたように、町村会長として全国過疎地域自立促進連盟の理事として、関係する多くの自治体と連携をしまして、過疎地域の現状である現場の声を関係する団体、そして政党などへしっかりと伝えまして、働きかけすることに努めてまいりました。今回、議員立法での過疎措置法が成立したことは、御理解と御協力、そして御尽力をいただきました関係する皆様に心から感謝を申し上げますとともに、責任を果たすことができ、喜びと安堵で胸をなでおろしたところでございます。改めて、新たな過疎法による力強い支援を一層の推進力として、持続可能な地域づくりに引き続き全力で取り組んでまいることには決意を新たにしております。

そして、今回の特別措置法の前文では、過疎地域が、食料・水及びエネルギーの安全的な供給、そしてまた自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保、その他自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることによりまして、国民の皆さんの生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えていること、そしてまた東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、今心配しております感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は一層重要なものになっているというふうに述べられております。

また、過疎地域におきましては、人口の減少、少子高齢化の進展等の地域と比較して大変厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続をしており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、そして医療供給体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農業・森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっているとした上で、近年における過疎地

域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させまして、これらの地域の自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう全力を挙げて取り組むことが極めて重要であるというふうに述べられております。

町では、過疎地域持続的発展市町村計画を9月議会に提出できるよう原案を作成中でございます。原案ができたところでパブリックコメントを行いまして、町民の皆さんの御意見をお伺いをしたいというふうに考えております。計画の作成に当たりましては、先ほど申し上げました特別措置法の前文の趣旨に鑑み、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

また、具体的には、これらの長和町過疎地域自立促進計画に記載された各施設の内容を計画作成例にのっとりまして、今回の特別措置法に照らして内容を点検しながら盛り込んでいく予定でございます。

項目としましては、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、農林水産業・商工業・観光などの産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進、医療の確保、そして教育の振興、集落の整備、地域文化の振興等、再生可能エネルギーの利用の推進、その他必要な事項を予定をしておるところでございます。

これまでも過疎計画に基づきまして、道路をはじめとした生活に必要な基盤の整備や、そしてソフト事業です、これを活用した子育て支援の充実を図ってきたところでございますが、事業の優先順位を検討しながら各項目の施策をバランスよく総合的に展開していくことで、人口減少が進む中におきましても持続可能な長和町をつくり、地域住民の皆様、この地域に住んでよかった、移住をされる皆様にはこの地域を選んだよかったというふうに実感していただけるようなまちづくりをしたいというふうに考えておるところでございます。

また、事業は役場の力だけでは到底できるものではなく、住民の皆様、各団体や企業の皆様をはじめ、町外の方、町外の団体や企業の皆様のおかりをしながら進めることが大切であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） （2）の質問に入ります。

過疎法の特別措置の中でも財政措置の過疎対策事業債、これは将来の財政負担を軽減するために、元利償還金の7割が5年度に交付税措置されることによって、市町村は残りの3割を負担すればよいとなっている対策事業債なんです、令和3年度の予算では過疎対策事業債を、たかやますキー場施設改修工事1億2,000万などハード面に、ほかにソフト面として子育て給付金事業、保育園バス運行委託事業、地域いきいき券負担金、高校通学費補助事業、給食費無償化事業などに事業債として利用しています。

第2の質問ですが、上記の町民の生活に直結するソフト面の過疎対策事業債を積み増しし、より充実させ、町民の福祉向上のため積極的に活用することは考えられないのか。少子化で対象人数が減少しているわけで、一人当たりの金額の上乗せは可能だと考えております。また、過疎対策事業債のソフト事業分では人材育成にも活用できるのですが、5年後、10年後の地域づくりを担える町民の次期リーダー育成の人材育成事業を立案して活用することは考えられないか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 私のほうからお答え申し上げます。

過疎対策事業債には、ソフト分と言われます過疎地域自立促進特別事業がございます。地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落維持及び活性化その他住民が将来にわたりまして安心・安全で暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業の実施が対象とされております。

このソフト分の事業につきましては、総務省令におきまして発行限度額が定められておりまして、毎年秋ごろには県より次年度の発行限度額が示されるわけでございます。多少の増減はございますけれども、毎年度ほぼ同様な額が示されまして、現在、子育て世帯に向けて支援している事業を軸に過疎対策事業債を活用しており、そこで限度額に達することが多く、一般財源を充てることもございます。2次の起債申請で他の市町村が不要とする過疎対策事業債の枠が発生したならば手を挙げておるところでございますが、近年では活用したい市町村が多く、不用額がなかなか出てこない実情がございます。

当町では、過疎対策事業債ソフトとして、福祉医療給付事業、子育て応援給付金事業、保育園バス運行委託事業、地域いきいき券事業、外国人誘客事業、高校通学費補助事業、給食費無償化事業ということで、それぞれの事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

次期リーダー育成の人材育成事業を含め、事業の優先順位を検討しながら各項目の施策を展開してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 少子化により人数が少なくなっておりますので、その辺で何とか上乗せを検討していただければと考えております。

次の質問です。過疎対策事業債を積極的に活用する当町ですが、有利な起債といえども借金です。この有利な起債を利用し続け、公債費額を積み増すことにより、将来の返済負担を増加させていることは問題ではないかと考えております。その点について質問したいのですが、有利な起債といえども借金であり、今後の人口減、高齢化率の進展がますます進展する中で、当町においても起債の返済額を人口の少なくなっていく若い世代に多大な負担を強いることにならないでしょうか。

私の手元にある財政状況類似カードは、平成29年ですが、経常収支比率は類似団体が86%に対して、長和町は91%と財政構造の硬直化が進んでいますし、収入に対する将来の負担をする借金の割合である将来負担比率は、前年度18%から27%と増加していますが、最近の状況をお示

しいいただき、どのようにして公債費返済等の過度な負担を次世代に強いらないようにしていくのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 総務省が毎年作成しております財政状況類似団体比較カードにつきましては、令和元年度分が最新版の物でございます。

それによりますと、地方公共団体の財政構造の弾力化を判断するための指標とされております経済収支比率、これにつきましては、平成29年と変わらず、91.2%、類似団体が88.7%でございます。標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の割合を示す将来負担比率につきましては、前年度の34.4%から73.3%となり、38.9ポイント増加いたしましたわけでございます。これにつきましては、地方債の現在高ですとか、行政事務包括業務委託や指定管理契約によります3年から5年にかけての債務負担行為に基づく支出予定額が影響したことによりまして増加したものでございます。確かに90%を超すと弾力性に欠ける状態であるという判断となるわけでございます。

また、普通建設事業費などの臨時的な経費につきましては、まず臨時的な特定財源が充当されるわけでございますが、財源の不足部分については経常経費に充当した経常一般財源の残余によって補うこととなるわけでございます。この意味からすると経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に弾力性があることとなるわけでございます。

一般的な地方公共団体の経費につきましては、行政需要や活動の多様化などから、経常経費の伸びが著しい反面、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況になっているのが実情でございます。

大型事業は終了してまいりましたが、今後も必要不可欠な事業を行うための財源確保をするために一般財源だけでは賄えず、借金である地方債の借入れがやむを得ない場合もございます。住民サービスにつながる借金であり、交付税算入になる有利な起債を選択しておりますので、将来負担はできるだけ少なく済むよう考慮しております。

ただ、借金ではございますので、中長期的な町の財政の健全化に向け、さらなる一般財源の確保と町民の皆さんの御理解のもと、地方債を財源としない事業の見直しに努め、将来にわたりまして住民サービスが安定して確保できるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 高齢化率が50%に迫る当町にて、有利な借金とか住民サービスにつながる借金というマジックワードに踊らされることなく、次世代への負担の軽減を町全体で考えていくことが重要だと考えています。

次の質問ですが、町の貯金とも言える急激な取崩しによる財政調整基金の減少について質問いたします。

令和3年度基金残高状況（当初予算時見込み）によると、財政調整基金の令和2年度末予想現在

高15億、令和3年度現在高9億円と、平成31年3月に発表された長和町財政推計と比較しても推計を上回る財政調整基金残高等の減少となっています。長和町財政推計によると5年先の令和7年度末には、財政調整基金残高はほとんどゼロと推計されていますが、今後の対策として財政調整基金の適正残高を幾らと計画し、そのための対応策をどのように講ずるか質問をいたします。

そもそも、平成28年度末には、財政調整基金残高は27億8,000万円ほどあったのが、連続して減少している要因を説明いただき、今後の対応策の説明をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 財政調整基金の残高はもちろんあるに越したことはなく、基金の取崩しのない財政運営が理想でございます。平成17年の合併の際には、約10年で基金は枯渇するシミュレーションでございましたけれども、合併による算定替えなどにより地方交付税も予定より多く交付されました。合併当初、財政調整基金が9億7,000万円ありましたが、住民の皆様が安心して安全に暮らせるよう、私が公約に掲げました事業を確実に実現できるよう、広範囲にわたる各種事務事業や大型事業を積極的に実施するとともに、安定した財政運営に心がけ、かつ、基金を枯渇させることのないよう創意工夫による健全財政と基金の積立てに努めてまいりました。

議員がおっしゃるとおり、平成28年度末には27億8,000万円の基金を積立てることができたわけでございます。いくなれば時代の趨勢と社会環境に応じて必要となるサービスを住民の皆様へ提供するために必要な財源を充て、工夫しながら行政運営を行ってまいりました。もちろん財政の健全化を常に意識した結果、財政調整基金を積み増ししてこれたものでございます。

また、基金の考え方は、財源調整や不測の事態が生じた際に活用する目的でございまして、一般的には財政調整基金は標準財政規模の10から20%が適正というふうに言われております。長和町の標準財政規模は約35億6,000万円で、10%で3億5,650万円、20%で7億1,300万円であり、これらと比較すれば現段階では確保ができていうふうに思っております。

ただ、このまま行けば基金の枯渇にもつながりますので、要因となっている課題について解決をしていかなければならないと思っております。

長和町では、地方交付税や国庫支出金、県支出金などの依存財源と呼ばれる歳入の割合が7割を占めておりまして、そのうち地方交付税だけで歳入全体の4割を超えております。町税や使用料、繰入金などの自主財源は約3割でございます。事業を行うためには、国庫や県支出金は100%充当されるものではなく、一般財源を伴ってまいります。一般財源の中でも大きく占めている地方交付税は、合併後の一本算定に向け年々減少の傾向にございます。既存の一般財源も乏しい中、極端な住民サービスの低下を招かないためにも事業を行っていかなくてはならず、不足している財源として財政調整基金繰入金を財源に充てている状況でございます。

一般財源だけが財源というのが基金の取崩しの要因になっておりますが、一概にどれが要因となっているかは明確しづらいところがございます。介護保険特別会計や下水道事業企業会計への繰入金、各団体、依田窪医療福祉事務組合、そしてまた上田広域連合への負担金など、住民に密着した

支出に対しても基金は充当されておりまして、大変厳しい財政運営が続いておりますが、先ほど申し上げましたとおり、さらなる一般財源の確保と事業の見直しや取捨選択をした事業費の減額に努め、基金の取崩額の抑制につなげ、引き続き持続可能な財政運営を目指した取組をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 4年後の2025年は、国全体が団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会が訪れることで様々な影響が懸念されています。御説明いただいた中にあるように、病院や広域連合への負担金に充当している現状、基金の取崩しを避けられない状態であるならば、これからの基金等の使用計画を明確にすべきではないでしょうか。

次の質問に移ります。

第2の項目は、ブランシュたかやまスキー場の公設民営化について質問いたします。

3月定例会一般質問にて質問いたしました、ブランシュたかやまスキー場公設民営化関連の質問について、その後、多くの町民の方から問い合わせ及び御意見を頂きましたので質問させていただきます。

令和2年9月のブランシュたかやまスキー場あり方検討委員会資料によりますと、令和3年6月に新会社設立、令和3年10月に長和町振興公社より新会社へ移行管理と計画されていますが、新会社設立の計画が遅れているようですが、計画の進捗状況を質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ブランシュたかやまスキー場あり方検討委員会で検討されております新たな公設民営の御質問でございます。

令和2年9月30日に開催いたしました検討委員会におきまして、専門部会で検討した今後の方向性について御協議をいただきまして、現在の振興公社に比べ新たな公設民営が最善の方策であると方向性を示しました。

その後、課題等も多くあることから、専門部会でさらに検討を重ね、令和2年11月6日に開催した検討委員会におきまして、専門部会より、令和3年6月を目標に新会社を設立する、令和3年10月には指定管理を新会社へ移行するという提案がございまして、検討委員会において検討したところでございます。また、この方向性につきましては、住民の皆様に広報ながわを通じましてお知らせをしたところでございます。

振興公社にとってスキー場部門はウエートを占めておりますことから、令和2年12月11日より株式会社長和町振興公社あり方検討委員会を開催をしまして、スキー場あり方検討委員会にて協議していることや、振興公社の今後の方向性について検討を始めたところでございます。

そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来の自粛等で先行きが見通せない中、令和3年3月16日に開催したスキー場及び振興公社の合同あり方検討委員会におきまして、現在

抱えている課題等を把握をし、どのような方法で新たな公設民営を進めていくのがよいか等を協議をしまして、令和3年度中に新会社設立を目指すことといたしました。この件につきましては、議会全員協議会等でも御報告をさせていただいたところでございます。

また、令和3年5月25日に同じく合同委員会を開催をしまして、令和3年3月末までの振興公社の業績の状況、特に影響のあったスキー場事業を中心に報告をし、かなり厳しい状況であります。新たな公設民営の方針は変更することなく進めていく。そして、新会社設立に向けて出資者を募ることができる体制を構築し、スキー場の専門部会において新会社設立に関する趣意書、そして収支計画及び今後10年間の中期計画を策定し、スキー場運営に関する具体的な提案を行う。さらには、新会社設立の手法については、今後の状況を見極めながら町にとって最善の方法を慎重に検討する。さらに、新会社設立時期につきましては、令和3年度中の設立を念頭に柔軟な対応とするというようなことを今後の方針として示したところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） ブランシュたかやまスキーリゾートの公設民営化について、設備投資見込額として、10か年リフト施設整備計画として14億、修繕費を含めて16億円が経営戦略として示されましたが、4月公表の長和町公共施設個別施設計画では、ブランシュスキーリゾートの主な建物、施設については、ほぼ改装・建て替えとなっていました。公設民営化では今後の費用について、検討、計画されていると考えますが、主要施設のみの具体的な費用、建設計画年度を質問いたします。

また、他のスキー場との差別化を考えれば、索道等の更新等のみでは集客アピールできないため、索道施設の新設や建物の建て替えを含めた経営戦略は当然検討されたと思われませんが、その場合の総額投資費用はどのくらいと想定されていますか質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） ブランシュたかやまスキー場の施設整備計画などに関する御質問でございます。

現在の施設整備計画につきましては、令和元年度にブランシュたかやまスキー場経営戦略を策定しました。令和2年度に策定されました公共施設個別施設計画とリンクしているものでございます。これらの計画は、あくまで施設と装置を現状維持した場合にかかる費用を示してあり、建物は必要最小限の建て替えとしていますが、リフトなどの装置はそのほとんどが一部更新や修繕になっています。実際に新たな公設民営として新会社が運営することを考えますと、今の施設整備計画では指定管理料を支払い続ける計画にもなっていることから、今後の方針に即していない状況でございます。

先ほどの答弁の中にもありますとおり、スキー場あり方検討委員会の専門部会において、新会社設立に関する趣意書、収支計画及び今後10年間の中期計画を策定し、スキー場運営に関する具体的な提案を行うこととしましたので、あり方検討委員会にて協議をした後、皆様にもこの計画な

どをお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） そうしますと、答弁いただきました内容の確認ですが、ただいまの答弁では、令和元年度のブランシュたかやまスキー場経営戦略では、指定管理料が前提で計画されたものであり、10年間で索道建設改良費及び修繕費等で約16億円かかるとの3月の一般質問の答弁は、振興公社策定のスキー場戦略によるものであって、新会社の中長期計画の根源ともなる索道等の投資計画に関しては今もって不確定であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） ただいまのスキー場の投資計画の金額の関係の御質問でございますが、ブランシュたかやまスキー場経営戦略、これは令和元年度に町が策定をしたものであります。

これにつきましては、令和2年から令和11年までにかかります今のスキー場事業を継続していく上で必要な更新工事などとなっております。現状などに鑑み精査しながら進めてまいりたいということから、先ほどの答弁と重なるところがありますが、実際に新たな公設民営として新会社が運営するというのを考えますと、今の施設整備計画では指定管理料を支払い続ける計画にもなっていることから、今後の方針に即していない状況でございますので、スキー場あり方検討委員会の専門部会におきまして、新会社設立に関する趣意書、収支計画、今後10年間の中長期計画を策定し、スキー場運営に関する具体的な提案を行うこととしましたので、あり方検討委員会で協議の後、皆様にもこの計画などをお示ししてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） スキー場のあり方検討委員会は、傍聴や議事録により町民へ公開すべきものと考えますが、今後の委員会等は傍聴等により町民に公開されるのでしょうか。複数の町民の方から、なぜコロナ禍で先が見えないこの時期に振興公社から分離させるのか、経営は大丈夫なのか、町の財政状況が悪いのにさらに多額の設備投資などを町は負担していくのか、その資金投資を町民のために他に使うことは考えていないのか等々質問がありますし、委員会に参加している議員の方にも慎重論を持っている方もいる、その方の委員会での論議を聞きたい等の考えから委員会の公開を希望される方もいらっしゃいます。複数いらっしゃいます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 委員会の公開・非公開の関係の御質問でございますが、委員会につきましては原則としまして公開ということで考えております。

しかし、委員会で検討する内容が、会社において非公開としたい内容であったり、個人情報に関する部分について触れられる場合などにつきましては、非公開または一部非公開としたいと考えております。

委員会での検討内容などにつきましては、委員会の公開・非公開に関わらず公表可能な部分につきまして、住民の皆様などに町の広報紙などを通じてお知らせしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） （2）の②は飛ばしまして、（3）に行きます。

公設民営化において、新会社については、町内企業、町外企業出資及び町による出資が計画されており、3月の一般会計予算により、資本金4,000万円の20%に当たる800万円を長和町が出資することが議決されました。

新会社設立の株式出資に関して、町民及び町内の団体から資本金出資についての意向や関心を持つ方がいらっしゃると思います。地元の町民等で出資について関心がある以上、投資リスクを含め出資希望者へきちんと事業計画説明を行うこと。仮に出資者を公募するのではなく、株式の出資者を非公開で決めるのであれば、その旨や非公開の理由を説明すべきだと考えますが、町内・町外株式出資者に関しての進捗状況を質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 新会社の出資に関する御質問でございますが、新会社への出資金は、基本的には新会社が運営するために必要な運転資金を想定した金額となっております。

現在、スキー場あり方検討委員会の専門部会で検討している出資者につきましては、長和町の鷹山地区などに関わりがあり、将来的にもスキー場事業の受益者であり、スキー場を投げ出さない企業や団体が望ましいのではないかと考えております。また、個人株主の関係につきましても、スキー場のファンや地元住民の皆様にも参画していただくことを検討しております。

いずれにしましても、スキー場あり方検討委員会の専門部会におきまして、新会社設立に関する趣意書、収支計画などの中で、町内外の皆様をお願いをする方法を取り入れていくことになるものと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 今の質問の再質問なんですが、答弁に対する再質問なんですが、株主を募る時期はいつ頃になりますか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 株主の募集時期に関する御質問でございますが、先ほどの答弁の中にもありますように、いずれにしましてもスキー場あり方検討委員会の専門部会におきまして、新会社設立に関する趣意書、収支計画、今後10年間の中長期計画を策定し、スキー場運営に関する具体的な提案を行いまして、町内外の皆様をお願いをして株主を募っていくことになるかと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） （4）の質問なんですが、5月11日の信濃毎日新聞1面には、大町市のスキー場で小水力発電の構想が掲載されておりました。「気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意」を推進している県の方針に合致し、資金援助の可能性にも言及されておりました。世界レベルで二酸化炭素排出量削減の問題が論議され、県でも具体的な行動計画が示される中で、当町では

スキー場の公設民営化に際し、観光と再生エネルギーを結びつけた構想はないのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 公設民営に関わる観光と再生可能エネルギーに関する御質問でございますが、地球温暖化問題の解決につきましては、市町村、それから民間企業、NPOなどあらゆる機関の皆様と官民の枠を越えまして連携して取り組むことが重要であるというふうに考えております。

町も当然に県が呼びかけをしております、「気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意」へ賛同しているところでございます。

現在、振興公社としてスキー場を含めた今後のクリーンエネルギーの検討をしております。先日も専門家と小水力発電について検討したところでございます。

また、屋根上ソーラーパネルによる自家発電装置の検討も始めたところでございまして、スキー場等観光施設の電力を再生可能エネルギーで賄う構想を考えているところでございます。この考え方を新会社にも継承していくよう、スキー場あり方検討委員会及び専門部会において検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 残りの時間を町内の直売所を核とした農業振興施策について質問いたします。

マルメロの駅ながと農産物直売所生産者組合について、令和元年12月の田福議員の一般質問時点で、総数112名、およそ200名程度の出荷者を目標としていました。今年3月末の参加者農家、古町、長久保、大門、和田、その他について、また、参加農家のオープンから3月までの期間の総額売上額、総額最高額の農家の金額、町内外の総売上金額参加者農家数及び期間売上平均額等を質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） マルメロの駅ながと農産物直売所生産者組合に関する御質問でございますが、マルメロの駅ながと農産物直売所生産者組合は、地域の農産物を提供する地産地消の発信基地として、安全・安心で新鮮で高品質なおいしい農産物を消費者に提供し、組合員の所得向上と地域農業の振興を進めていくことを目的として発足をしております。

生産者組合は、自主運営組織として設立されましたけれども、組合員も順調に増えまして、目標を上回っておる状況となっております。

また、目的でございます、組合員の所得向上、地域農業の振興につきましては、農産物直売所がオープンしてまだ1年でございますので、目的達成というわけにはまいりませんが、初年度としては一定の成果を得たと言えるのではないかとこのように感じておるところでございます。

議員の御質問の生産者組合の参加者数、売上げにつきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、私のほうから生産者組合の参加者数、売上げなどについてお答えさせていただきたいと思います。

生産者組合に確認させていただいたところ、令和3年3月末での参加農家数につきましては245名となっております。また、令和3年5月17日現在では、参加農家数は255名となっております。

この255名の地区別の内訳ですが、古町地区40名で、長久保地区18名、大門地区33名、和田地区40名、町外の方が124名となっております。

次に、参加農家のオープンから3月までの売上げですが、総額で約6,500万円となっております。

町内・町外の内訳は、町内の方が105名で約3,100万円、町外の方が95名で約3,400万円となっております。

また、販売最高額につきましては約310万円となっております。販売総額を参加農家数で割りました売上平均額は約32万5,000円となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 昨年度の農産物直売所生産組合として目標売上は達成されたのでしょうか。その中で浮かび上がってきた課題はどのようなものがありますか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 直売所生産者組合の売上げや課題に関する御質問でございます。

最初に、売上げの関係ですが、生産者組合に確認させていただいたところ、先ほど答弁させていただきました、売上総額約6,500万円のうち、農産物関係の売上げは約5,400万円となっております。収支計画におけます農産物の売上試算は4,200万円でしたが、決算時売上が約5,400万円ということでありまして、売上目標に対し128%を達成しております。

次に、課題の関係ですが、JAの営農出荷指導を全面的に受ける中、防除日誌など品質管理を徹底すると出荷者数が減る傾向があることが分かってまいりました。しかしながら、基準面、安全面を考慮するとやむを得ないことでありまして、今後、生産者の方に対しまして、品質管理方法の指導などをさらに行いまして、意識と技術の向上を図っていく必要があるかと考えております。

また、ほかの市町村の直売所では、大規模ハウス栽培農家の方がおりまして、安定した出荷が可能となっている状況が見られます。このことを可能にしていくには一朝一夕にはかないませんがJAと連携を図り取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 委託手数料を15%で考えますと、売上総額6,500万円の15%は約1,000万円となり、直売所を運営していく必要経費を考えた場合、総売上が2億円から3億円以上必要となると思われれます。マルシェ黒耀の場合は、直接仕入れや仕入販売も併用していますの

で、生産者売上額主体ではないかもしれませんが、やはり直売所の魅力づくりに地元産の生産者の野菜は欠かせません。初年度の売上げを3倍から5倍へ伸ばす行政の支援策を答弁いただきたいと考えています。

高所対局から見て、地元直売所を中核として、地産地消による町内の良好な経済循環を構築を担う行政の役割は大変重要だと考えています。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 売上げを伸ばすための支援策に関する御質問でございますが、先ほどの答弁の中で申し上げました支援策以外の施策があるかどうか、生産者組合事務局と協議を密にして、生産者組合が求めていることをくみ取り、必要な支援を検討していきたいと考えております。

行政としましては、JA、森林組合、商工会、指定管理者などの関係団体と連携し、協力体制が図れるよう調整役として、昨年度に引き続き役割を果たしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 最後の質問になると思われませんが、（3）です。平成29年12月の宮沢議員の一般質問の答弁では、多少なりとも出荷者の皆さんの利益につながらないことには事業として続かない。直売所において、高齢者等から市場規格品の栽培が難しくなった農家への営農継続や需要に応じた販売のための営農指導、また、定年就農者や女性、新規就農者や小規模農家への生産販売ができることも考えているとされています。上記のような小規模農家にはどのような営農支援施策を講じているのか質問いたします。15ページです。よろしくをお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 答弁させていただきたいと思います。

小規模農家の皆様に対する支援策の関係について答弁をさせていただきたいと思います。

区・自治会、営農組合、中山間協定集落、農業生産組織など団体向けではありますが、町では獣害を防ぐために無償で柵の資材を提供しております。また、個人向けとしましても獣害防止柵資材費の一部助成を行っているところであります。

助成対象の要件としましては、JAの生産部会への入会を必要とするものもありますが、種苗購入や価格安定に関する補助、農業用廃プラスチックの処分費の助成、パイプハウスの資材購入の一部補助などを行っております。

一方、新規の就農者向けの家賃補助のほか、担い手の皆様には家族経営協定の報償なども制度として確立しているところでございます。ほかにも町には自走式の草刈機を2台配備しておりまして、町民の方であればどなたでも利用できますので、農地の草刈りなどに御活用いただければと思います。

大規模担い手向けの農業振興施策と併せまして、今後も小規模農家の皆様の支援について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 先日、広報にて自走式の草刈り機が借りれますよという記事を拝見いたしました。新しい試みでもありまして、そういったいろいろな試みを通じて農家の支援等について今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

---

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は行政手続の脱はんこに向けた取組について。もう1点、長和町振興公社の事業展開について伺ってまいります。

まず初めに、行政手続の脱はんこに向けた取組についてであります。昨年の9月1日に、国においてデジタル庁を新設することなどを柱とするデジタル改革関連6法が、この5月1日に成立いたしました。関連6法の主なポイントとして、ばらばらだった自治体のシステム統一へ、仕様を国が作る基準に合わせるよう求める、給付金の支給迅速化などのためにマイナンバーと預貯金口座を任意でひもづけ、押印や書面が必要な行政手続の見直し、個人情報保護ルールを統一などがあります。この関連法が施行の暁には、各自治体は国の指針に沿い、取組を開始することとなろうと思ひますが、押印や書面が必要な行政手続の見直しということについては、法律施行前に既に実施している自治体が数多くあります。

国においては、令和2年11月、行政改革担当大臣が全省庁に向け、原則行政手続ではんこを使用しないようにすることを要請し、その結果、押印を求めている行政手続が添付書類を含めて約1万5,000種類、このうち全体の99%以上は廃止を決定あるいは廃止の方向で準備するという事になったといひます。

新型コロナの感染拡大によって、企業においてもテレワークが広がる中、書類の押印のために出社を余儀なくされるケースが相次ぎ、在宅勤務の妨げになっているといひます。日本特有のはんこ文化を変える機運は高まってきており、国も電子書類が本物であると認識する公的制度の整備を前倒しする方針で官民の脱はんこの動きが広がりつつあります。

この脱はんこの取組は、長野県はもとより、長野市、松本市、佐久市、中野市、諏訪市、箕輪町など、昨今では東御市が新聞に載っておりました。おおむね令和3年4月1日から押印廃止を始めて

おります。

諏訪市の例を挙げてみますと、諏訪市は市民に押印を求めてきた書類1, 237件のうち、約8割に当たる962件を対象に、この4月から押印を廃止すると発表しました。この書類についてはホームページに記載されておりました。政府が進める脱判この動きを受け、昨年10月から書類ごとに押印の必要性を検討してきたといいます。その狙いは、市民の負担を軽減して市民サービスの向上を図るとともに、今後の行政手続のデジタル化及びオンライン化へスムーズにつなげるため、押印を求める慣行を見直すこととしたとのこととあります。

このように、既に実施している自治体もあることから、無駄な手続をなくすことは町民の利便性向上と町職員の業務の効率化につながると考え、以下、質問をしております。

まず初めに、行政文書の押印廃止について町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 行政手続におけます脱判こに対する御質問でございますが、国が進めております書面・押印・対面を見直し、実際に足を運ばなくても行政手続がデジタルで完結できるデジタルガバメント、いわゆるデジタル行政、この推進は新型コロナウイルス感染拡大防止及び住民皆様の負担軽減と利便性を図ることを目的としているため、町といたしましても、行政サービス向上のため、押印の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 令和2年12月18日に内閣府より地方公共団体における押印見直しマニュアルが出されておりますが、町はこれまで押印廃止について議論してきた経緯はあるのか伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 令和3年1月28日に長野県の押印見直しに向けたウェブ説明会が開催され、3月1日には事業者が開催するウェブセミナーに担当職員が参加いたしました。現在は、押印を求める意味、趣旨の合理性、代替手段など押印見直し基準方針の作成や例規集の洗い出しを行っております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 窓口において、各種申請書類に印鑑が必要な書類がある中で、印鑑持参を忘れた場合の対応について、また、以前は押印が必要であったが、現在は必要でないものはどのようなものがあるのか伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 住民票等の申請書関係については、印鑑を忘れた場合は拇印で対応しておりましたが、現在は押印を求めておりません。今回の押印見直しにより、認印は全て押印を求めない方向であることから、ほとんどの押印が廃止となる予定となっております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 次に、法律や条例、規則によって押印が義務づけられている行政手続の文書の数と、押印廃止できる可能性がある文書の数は現時点でいかほどか伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 法律によるものは、出生届や婚姻届など戸籍法に関する78届出書がありますが、国では廃止に向けて検討中と報道されております。また、4月1日現在において、町の例規に押印規定があるものは791件中31件でありまして、様式中に印があるものが210件ございますが、そのほとんどが例規改正等により廃止可能と考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 先ほど申し上げましたように、令和2年12月に内閣府より地方公共団体における押印見直しマニュアルが出されておりました。地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、今般の国の取組について解説するとともに、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って、押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示しております。併せて、先行的に見直しに取り組んできた地方自治体の取組についても紹介をしています。住民サービスの向上や業務コスト削減に向けて早急な対応を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 令和3年度中に押印の見直しを行いまして、例規の改正をする計画でおります。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） この押印廃止については、契約関連以外の書類は押印廃止になるイメージを持っていますが、どのような基準で押印廃止の判断をするのか伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 地方公共団体における押印見直しマニュアルを基に、長和町の基準方針を作成している段階でございますが、押印を必要とするものは、契約書、協定書、覚書、小切手、登録印など印鑑照合を行う必要があるもの、印鑑登録に関わるもの、登記に関するもの、金融機関に提出するもの、金銭の借入れや貸付けに関するもの、法律等により押印が義務づけられているものなどございまして、検討を要するものとして見積書、請求書、領収書、協議書、誓約書、許可証、委任状、承諾書、訂正印、人事手続関係、納付書などを考えておりまして、認印は全て廃止可能の方向としております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 押印廃止後に手続の信頼をどのように確保するかが課題と言われておりますが、どのように考えるか伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 役場窓口にお越しいただいた方は従来からの運転免許証などの身分証

明書の提示による本人確認の実施やID・パスワードによる認証を経たオンライン対応あるいは利用アドレス登録を行ったEメールの利用等、電子申請でのやり取りを考えておりますが、電子署名やマイナンバーカードによる本人確認なども想定しておりますので、デジタル時代に向けてマイナンバーカードの取得推進にも努めてまいりたいと思っております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 押印をなくすだけでなく、手続のオンライン化や簡略化を進めなければならないと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、この点について伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 国と歩調を合わせた取組が必要となりますが、行政手続がデジタルで完結できる仕組みづくりや役場内の事務においては、既に勤怠管理などの内部管理関係についてはシステムが導入されておりますので、さらに電子決済や電子文書などへの取組が考えられますけれども、新規情報システムの導入や改修等が必要になってまいるといことになると思います。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） ただいま総務課長より現状と方向性等についてお伺いすることができました。この押印廃止につきましては、何よりも町民サービスの向上に向けて、御答弁のとおり積極的な姿勢で取り組んでいかれることを期待しております。また、押印廃止が確実に進んでいるかを確認するため、毎年、その状況について全庁調査を行っていただき、所属職員みずから押印廃止の意識を持ち、積極的かつ継続的に進めるよう、庁舎内で周知を行い、意識の徹底をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2番目の大きな質問であります。長和町振興公社の事業展開についてであります。新規オープンした姫木平キャンプ場と八王子姫木平自然の家について伺ってまいります。

令和3年3月に長和町振興公社あり方検討委員会並びにブランシュたかやまスキー場あり方検討委員会の合同委員会が開催されました。それによると、振興公社のスキー場部門については、振興公社から分離し、新たな会社を立ち上げ、町が資本の一部を出資した形での公設・民営が望ましいとされておりましたが、スキー場の資産、負債の処理、公社社員の配置をどうするかなど課題が山積している現状が確認されました。

また、新会社設立に当たり、出資者集めも、このコロナ禍でのスキー場や地域事業者において業績不振などから思うように進まず、今のところ先が見えていないのが現状であります。これらについては、今後の各あり方検討委員会の協議内容を注視してまいりたいと思っております。

まず、振興公社の新たな事業展開としての姫木平ホワイトバーチキャンプフィールドについて伺いますが、振興公社の大株主である町として知り得ている情報の範囲内でお答えいただければ結構です。

まず1つの質問として、令和3年4月にキャンプ場開始となりましたが、その目的と背景について伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 姫木平キャンプ場につきましては、町の南の玄関口として、また、町の山岳高原観光の中心であります姫木・鷹山地区の顔となるものであることから、キャンプ場再開発及び周辺整備による地域活性化が長年の懸案となっておったわけでございます。

さらに、地権者である大門財産区や地元自治会から再開発についての要望、また、事業運営を株式会社長和町振興公社で担っていただけないかとの要望をいただいております。この要望を受けまして、株式会社長和町振興公社といたしましては、ブランシュたかやまスキー場事業の不振からの脱却の一手として、また、グリーン期の収入源としてキャンプ場事業を行い、労働力の年間の平準化を担うことができると判断しまして、事業実施に踏み切りました。地元自治会及び大門財産区からの御協力もございまして、令和3年4月24日より姫木平ホワイトバーチキャンプフィールドとして営業を開始したところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） では、このキャンプ場利用者の誘因となる魅力づけとして、何を売りにしているのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） このキャンプ場の魅力づけ、何を売りにしているかという御質問でございますが、実は、このキャンプ場周辺は昔から御承知のとおり、旧石器時代から遺跡が数多くあることが知られております。現在、その調査を実施しております地点では、約1万8,000年前の旧石器時代のキャンプ跡が発見されました。出土した石器を見ますと、星叢峠産の黒耀石のほか、八ヶ岳や諏訪地域産の黒耀石も数多くありまして、広域を移動する旧石器人が、この地を訪れていたということが、この調査で明らかになってまいりました。

大門川上流の浅瀬や高原の湿地を取り巻く周辺には、豊かな自然を求めて獲物となる動物が多く集まりまして、隣接する微高地は、狩りをしながら遊動生活を展開していた旧石器人にとっても人気のあるキャンプの設置地だったということがうかがえたわけでございます。歴史的な事実に基づき、ストーリーで悠久の歴史ロマンに思いをはせる、そんな夢が、このキャンプ場では描くことができる。旧石器時代にタイムスリップする体験型の演出やキャンプの利用方法も、ほかではまねのできない特徴となるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

また、キャンプ場は立地的に首都圏から近く移動しやすいこと、そしてまた白樺湖、車山、蓼科、特にビーナスラインに近いことが上げられております。

キャンプ場の環境を見ますと、白樺林に囲まれた標高1,300メートル、白樺林の中にテントの張れる数少ないキャンプ場で、手つかずの自然が残るロケーションが最大の魅力でありまして、夜は満点の星空が広がり、加えまして、キャンプ場の中に川が流れて湿地帯があり冷涼であること、木が多く、湿地帯もあるが、ブユとかアブとかハチなどの虫が少ないということ、キャンプ場の周辺に観光地が多いということも上げられまして、そういった様々な魅力を売りにして、このキャン

プ場経営をしていただければいいかなと、このように思っております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 初めての事業には一定のリスクがつきものであります。事業性があるかどうかは実際にやってみないと分からないというのが現実ではないでしょうか。事業として継続していくためには、採算性が重要であることは言うまでもありません。誰をターゲットにして、どのくらいの運営費用を使うのかなど、検討され、採算ベースを決定したことと思いますが、事業計画、収支計画を含みますが、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） キャンプ場に関する事業計画についての御質問ですが、近年、アウトドア市場ではキャンプ需要が広がりを見せ、若年層からシニアに至るまで幅広い層で人気が続いております。また、平日や冬場などの閑散期に一人で行うソロキャンパーも増加しておりまして、多様な楽しみ方ができる古くて新しいレジャーとして再認識のほうをされております。このコロナ禍でも、キャンプを中心としたアウトドアへの注目が高まっているということが言えるかと思いません。

長和町振興公社は、新規事業としてキャンプ場経営を行うに当たりまして、ベテランユーザーをターゲットに市場シェアの獲得を目標としております。また、キャンプ場周辺には別荘地が多く点在していることから、キャンプに訪れたお客様が別荘への関心を持っていただき、レジャーの新たな位置づけとして2拠点生活、ワーケーションなど、ウィズコロナでの働き方、暮らし方の提案にもつなげていくことも考えております。

次に、事業計画でございますが、管理等の設置や浄化槽の設置などを計画しているところでございまして、補助事業などを取り入れながら実施していくことを検討しているところでございます。また、大門財産区、地元自治会などと協働で、県の地域発元気づくり支援金を活用しまして、キャンプ場や川沿いにある遊歩道の修繕など、周辺の整備を実施することとしております。

収支計画でございますが、令和3年は売上げを1,230万円、仕入れや人件費などの経費を除いた利益を約140万円、5年後には売上2,300万円、利益を560万円と見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 先ほどの御答弁の中に、オープンしたのが令和3年4月24日ということでありましたが、それでは、開設から現在までに利用状況はどうか。これについて伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） キャンプ場の利用状況に関する御質問でございますが、令和3年4月24日から5月23日までの来場者数でございますが、320組、840人となっております。この利用者の内訳ですが、県外の利用客267組、このうち東京都と埼玉県がそれぞれ60組、神

奈川県と愛知県がそれぞれ39組ということで、首都圏、中京圏の方の利用が多くなっております。

また、長野県内の利用客は53組で、このうち上田市の方が11組、長野市の方が7組、諏訪市が5組、茅野市4組、これらの利用が県内の利用の主なところとなっております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） この事業はブランシュたかやまスキー場の夏場雇用対策として、また、キャンプ場は野外レジャーであることから、比較的安全でストレス解消など、健康へのメリットも高いなどから、ウィズコロナの中でもキャンプ需要が高まっているのが現状で、振興公社にとって、現在、最適ではあります。コロナ感染症終息後の多様化するレジャーの中で、このキャンプ需要が高止まりのまま推移するのか、事業収支が赤字だったら本末転倒ではないかなど、一抹の不安も感じ得ません。

そのために適切なターゲットを見極め、可能な限りの資源を用いてターゲットニーズに沿うように、設備、サービスを磨き上げ、プロモーション告知を行っていくことが事業成功への一つの策で、振興公社にとって将来最適になると考えますが、町としてどのように関わり支援をしていくのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） キャンプ場に対する町の関わりや支援に関する御質問でございますが、町といたしましては、地域の山岳高原観光事業の活性化を推進していく上で、このキャンプ場事業は大変有益であるというふうに考えております。

また、振興公社といたしましても、スキー場事業とキャンプ場事業の実施という通年事業へ転換することによりまして、集客や収益の拡大や、また通年雇用者の増員を見込めることから、議員おっしゃるとおり、このキャンプ場事業は将来最適であるというふうに考えております。

現在、ブランシュたかやまスキー場あり方検討委員会、株式会社長和町振興公社あり方検討委員会の中で、スキー場の新たな公設・民営の方針の下、新会社設立等について検討している中、新会社設立に関し、町は資本を20%持つこととしております。キャンプ場事業はスキー場の夏場の雇用対策として行っている状況もあることから、将来、この新会社において運営していくこととなるかと思われませんが、あり方検討委員会で検討をされたことを尊重して、町として支援をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） キャンプ場運営には、どうしても天候がもたらす変動要因があるため、キャンセルなどの問題が大変難しい。こういった問題が内包されているのが現実であります。1年を通して高いアンテナを持っていただいて、何をすべきか、どのようにあるべき姿を確立していくのかを探求の上、この事業を成功に導き、地方創生の一役を担っていくことを期待申し上げて、次の質問に移ります。

次の質問であります。八王子姫木平自然の家の譲渡について伺ってまいります。現在、八王子

姫木平自然の家は、八王子市から振興公社が指定管理を受け運営されていますが、平成30年10月、八王子姫木平自然の家の移譲に向けた基本契約が締結され、それによると移譲協定の締結時期は令和4年3月31日を目途とされています。その中身については、移譲に伴う金銭の授受、移譲後の経営、移譲後の施設利用を協議してきたといいます。

しかし、このコロナ禍において、八王子市からは財政面を鑑み、この自然の家に関して見直しが必要と迫られ、指定管理どころか今までの協議してきた内容を一旦白紙にする状況になったと聞きます。以下、質問をいたします。

移譲に向け、八王子市との交渉はどこまで進んでいるのか。今までの経緯を含め、進捗状況を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 八王子姫木平自然の家に関する八王子市との交渉状況に関する御質問でございますが、姫木平自然の家は、昭和51年7月に八王子市が豊かな大自然の中で青少年の健全な育成を図るための教育施設として設置されました。現在の東館です。その後、昭和53年には体育館、そしてまた昭和61年には西館が増築されまして、定員が250名の宿泊施設として運営をしておるわけでございます。

平成13年9月より、当時の長門町振興公社に業務管理委託され、また、平成19年4月からは指定管理者制度の導入によりまして、長和町振興公社が指定管理者として管理運営をいたしまして現在に至っておるということでございます。そして、平成30年10月に八王子姫木平自然の家の移譲に向けた基本協定書を締結した経緯につきましては、八王子市がこのような施設を抱えることにより、市の財政を圧迫していることから、市長部局からは廃止、しかしながら、八王子市教育委員会とすれば存続したい考えを強く持っていたこともありまして、長和町へ移譲することを前提に3年間指定管理を延長しまして、この間で移譲に向けた交渉をしまして、八王子市の子供たちに将来的にも利用させたいという願いがあったわけでございます。

この指定管理期間が令和4年3月31日で終了することになっておりまして、八王子市と協議を進めておるところでございます。ここまでの経過でございますが、交渉内容等につきましては担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、私のほうから今までの交渉内容についてお答えさせていただきます。今まで交渉をしてきました大きな内容といたしましては、解体費用を町へ譲渡する、施設の修繕をする、令和4年度以降も八王子市が安定的に利用する、不動産簿価が約5,000万円ありますが、これを無償譲渡とするなどがございます。

振興公社といたしましては、大型宿泊施設がこの管内では姫木平自然の家のみですので、夏場の集客に加え、冬期間のスキー場の学校団体を受け入れる施設として欠かせないものと考えております。町は振興公社へ指定管理料を支払わないなどを条件に八王子市と譲渡に向けた交渉を続けてま

いました。

令和2年8月、八王子市教育委員会は八王子市の市長部局と話し合いを持ちまして、新型コロナウイルス感染症など、有事の際の避難場所として、この自然の家は必要であるということを伝えまして、9月議会で提案をすることとなったとの話がありました。振興公社としましても、コロナ禍の中、収支計画がなかなか立てられないことから、指定管理の延長を要望していたところでございます。

しかしながら、令和2年10月、八王子市教育委員会より市の財政が新型コロナウイルスの影響で大幅な減収となる見通しとなり、自然の家に関しては、今まで交渉してきたことを白紙として、指定管理期間を延長せず、令和3年度で終了する。修繕などは行わず、現状のまま無償譲渡する。無償譲渡が受け入れられない場合は更地にする。この2つを基本路線として考えを聞かせてほしいとの要望がありました。

このことにつきまして、振興公社と検討を重ね、令和2年12月、町から解体費用の負担、法的根拠に基づく必要な修繕並びに必要な最小限の修繕、八王子市から一般市民を含む現在来館している6,700人を最低限確保し、利用されている方へ市より利用料の助成を行う、令和5年度までの指定管理期間の延長、以上の4項目を要望したところであります。

その後、令和3年2月に八王子市の教育委員会から連絡がありまして、令和3年度以降の取扱い案が示されております。この案の主なものとしましては、令和3年度までの指定管理として期間の延長はしない、令和3年度の指定管理料は4,300万円、修繕費は80万円とする、無償譲渡とする、八王子市で試算しました解体費約2億4,000万円を10年分割で町へ支払うなどとなっております。

これらの取り扱い案につきましては、新型コロナウイルスの関係で緊急事態宣言が発令されている状況もありまして、都道府県を超えての移動が制限されている状況にあることから、緊急事態宣言が解除された後、再び交渉をする予定となっております。

いずれにいたしましても、期限が迫ってきている状況でございますので、現在、振興公社が、再度、収支計画を作成しております。その内容を見ながら、再交渉に臨みたいと考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） それでは、最後の質問となりますが、今、るる説明をいただきましたが、町として、この施設の必要性をどのように考えるのか、伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 姫木平自然の家に関する必要性についての御質問でございますが、町から振興公社に対し、指定管理料や修繕費等は支出しないことを前提とした考えとなりますが、大型宿泊施設が、この管内には姫木平自然の家のみでありまして、夏場の集客に加えまして、そしてまた冬期間のスキー場の学校などの団体を受け入れる施設として欠かせない施設であるというふうに考えているところであります。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） この施設については、ただいま御説明いただいたように、八王子市から4,300万円の指定管理料をいただきながら振興公社が運営しております。

過去2年間の決算数値から収益構造を見てみました。令和元年度は小売売上げ、食堂売上げ、サービス売上げのいわゆる本業の売上げは全体収入額の48%。残り52%は指定管理料であり、販売費及び一般管理費を差し引いた利益は280万円。翌年、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響が顕著に表れ、本業の売上げ割合は35.6%にとどまり、残り64.3%は指定管理料が占めております。経常利益は104万円の赤字でありました。要するに、この施設を運営するに当たっては、指定管理料は収益構造上、大きなウエートを占めており、指定管理料頼みが見えてきます。

また、この施設は昭和51年6月、私が調べたところは6月なのですが、先ほどの御答弁は7月とおっしゃっていましたが、東館のことですが、昭和51年に建築されまして、45年が経過し、老朽化が進む中、八王子市から無償で譲り受けたとしても維持管理費や改修費に思いのほか費用がかかることもあり、振興公社にとって、八王子市あるいは町から指定管理料を受けられないことができれば、大変リスクな事業展開を強いられるものではないかと思えます。

現在、振興公社において、町からは指定管理料や修繕費等を支出しないことを前提として収支計画を作成していると報告をいただきましたが、大変苦慮されているのではないかと想像します。

最後に、町民、町、そして株式会社振興公社にとって、将来最適となるような決着を期待して、今回予定した私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時51分

---

再 開 午前11時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○3番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は本日は長和町での新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施について。2つ目に国保依田窪病院について。以上、2点について質問を行います。

最初の質問です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第4波は全国に広がり、東京や大阪など9都道府県に出されている緊急事態宣言は6月20日まで期限が延長されました。感染力が強く、重症化のリスクも大きいとされる変異株の広がり、医療危機と、その下で入院も治療も受けられない患者の急増、長引くコロナ危機によるクラスト事業の疲弊と危機などが深刻になっています。

長野県でも一部を除き感染が落ち着きつつあるものの、感染状況を6段階で示す県独自の感染警報レベルは上伊那地域がレベル5、他地域はレベル4の状況であり、引き続き警戒が必要となっています。

このような中で感染の鎮静化に向けて、ワクチン接種の迅速な実施が期待されています。政府は高齢者は2回接種を7月末完了として、自治体に計画の前倒しの号令をかけ、86%の自治体で完了するという政府の調査を発表しました。私は、当町でのワクチン接種が町民の希望者全員にできるだけ早く、安全に実施されることを要望し、質問を行います。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、次のような1から4の国が示した優先順位に従い実施されています。第1に医療従事者等、第2に65歳以上の高齢者、第3に基礎疾患を有する者・高齢者施設等の従事者・60歳から64歳の方、第4に上記以外の方。以上の4段階に区分されています。

当町の現在までのワクチン接種状況と今後の計画について質問いたします。

第1に医療従事者のワクチン接種について伺います。当町の医療従事者のワクチン接種状況はどうなっていますか。2回目のワクチン接種が全員終了いたしましたか。済んでいない方がおられるなら、今後の接種計画をお答えください。

以上、お願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ワクチン接種の御質問でございますが、特に医療従事者、私どもは依田窪病院、老健施設いこいを含む依田窪医療福祉事務組合の職員及び施設内で業務に従事する委託職員など、予定されていた者は全員が2回の接種を終えておるというふうに確認をしておるところであります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 再質問ですが、町ではワクチン接種体制を強化するため、6月より一定数の看護師さんを会計年度任用職員として採用すると聞いております。その方々から自分がワクチン接種をしないままで接種に関わることに不安の声が出されています。優先的にワクチン接種を行うことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それではお答えいたします。

会計年度任用職員としてお願いしております職員のワクチン接種につきましては、接種を希望する職員について、保健所とも相談をいたしまして、医療従事者用のワクチンを使用しての接種を予定しておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 副反応の状況はどのようでしたか。若い世代で、特に2回目の接種での発熱等の副反応が数多く発生しており、発熱後も業務を休めないため、解熱剤を飲んで業務に当たっ

た等が報道されています。当町でも同様でしたでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪医療福祉事務組合職員の接種後の副反応につきましては、5月21日、金曜日までの状況でございますが、主なものとして、痛みが90.4%、倦怠感が9.6%、頭痛が7.2%、腫れるということが5.7%、発熱が3.0%などとなっております。ご了承ください。

なお、副反応の症状が見られた職員は、体調が回復するまで休んでいただいております。解熱剤を飲んで業務に当たったという状況は私のほうでは確認されておられません。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、80歳以上の方の接種について質問をいたします。

65歳以上の方のワクチンの接種券が4月中旬に郵送され、80歳以上の方の予約受付が4月19日から4月28日まで行われました。ワクチン接種券は町内のほとんどの地域には4月16日に届きましたが、幾つかの地域は予約受付が始まった19日以降に遅れて届くという事態が発生しました。このような事態が発生した原因の説明と再発防止について答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

接種券につきましては、発送前に郵便局に確認し、4月15日までに投函すれば翌日の配達に間に合うということを確認いたしました。配達されていないという連絡をいただいた際に、郵便局に配達状況を確認しましたが、土日の配達がなかったため、19日の配達完了となってしまったという報告がございました。配達が遅れた皆様にはお詫びを申し上げます。なお、65歳未満の接種券配布につきましては、予約開始前にお手元にしっかりと届くよう、余裕をもって発送したいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町の60歳以上の方の人数は何人でしょうか。そのうち何人の方が4月28日までに予約されましたでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 当町の80歳以上の方でよろしいでしょうか。

○3番（田福光規君） はい。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 令和3年3月31日現在の80歳以上の方は959人です。予約人数は、最初の枠で500人。その枠内に予約ができなかった方、約200人を6月27日から接種の次の枠、第2クールに入れさせていただきました。年代別には集計しておりませんが、5月21日申込み受付終了日現在の65歳以上の予約者数は2,274人、率にして87.5%というふうになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 期限までに予約されなかった方へ、その後、どのような働きかけを行いましたでしょうか。その結果はどうでしたでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 80歳以上の方につきましては、5月21日で予約が終了しました第2クールまで、希望される方については受付をしております、現在も対応しております。

接種につきましては、本人が希望するものでありまして、強制ではありませんが、主に80歳以上の方で申込みのない方、独り暮らしですとか、高齢の御夫婦の方ですが、社会福祉協議会に御協力をいただき、同会が行っております高齢者見守り支援事業の訪問時、特に先ほど申し上げた皆様方につきましては、世帯での通知等の確認をお願いし、接種の希望がある場合には連絡をいただきまして、その都度、対応してまいります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 5月10日から6月11日まで、第1クールの接種が行われていますが、順調に接種が進んでいますでしょうか。副反応の状況はいかがでしょう。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 5月10日から6月11日まで、第1クールということで接種を行っております。接種につきましては、予定どおり第1回目の接種が終了しまして、現在、本日もですが、第2回目の接種を行っております。

現在のところ、接種者からの副反応についての情報及び連絡はございません。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 今までの接種を行った上で、接種手順の見直しは必要ないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 第1クールの接種につきましては、現段階での見直しは考えておりません。

65歳以上の方への接種につきましては、現状を確認した上で、接種人数も増えることから、必要な見直しをしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 再質問ですが、6月21日から始まります65歳以上の方の接種について、答弁では接種手順の見直しを行うということでしたが、どのような見直しを行うのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 接種手順の見直しにつきましては、駐車場の誘導、会場の案内などの人数について増員を行います。なお、64歳以下の皆さんの接種手順につきましては、

1日当たりの接種人数、接種会場及び予約方法などを現在検討しておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 予約のキャンセルはなかったでしょうか。キャンセルが発生した場合のワクチンはどうするのでしょうか。廃棄するのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 現在行っております第1クールのキャンセルにつきましては、5月末現在15件ございましたが、80歳以上の方で第2クールに予約された方に連絡し、接種をさせていただきました。

また、ワクチン接種に携わる医療関係の接種会場従事者が、まだ接種をしていない方がおりますので、急なキャンセルのあった場合には対応しており、廃棄はございません。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 新聞報道によりますと、今回のワクチン接種では、国によってワクチン接種の記録システム、VRSというそうですが、新たに導入されています。このシステムは自治体があらかじめ整備している予防接種台帳や住民基本台帳から住民の氏名や生年月日、接種券の番号、マイナンバーといった情報を入力しておき、国から配付されたタブレットを使って、接種会場の担当者が接種券に記載された18桁の数字列を読み取り、接種記録を蓄積する仕組みとのことです。報道では、接種会場でタブレットが18桁の数字列を読み込まなかったり、フリーズしたりする不具合が頻発しているということです。当町では、そのような不具合は発生していますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 現時点でございますけれども、全ての会場において大きな問題もなく事務を完了しております。今後につきましても、他市町村の情報などを確認しながら、適切に処理してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、65歳以上の方の接種について質問をいたします。65歳以上の方の受付予約が5月10日から5月21日まで行われました。そして、6月21日から7月25日まで第2クールの接種が行われる予定であります。ワクチンは5月下旬までに当町に5箱届くとの報道でしたが、予定どおり届きましたでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） ワクチンにつきましては、予定どおり4月29日、5月13日及び5月28日に既に5箱届いております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町の65歳以上の方の人数は何人ですか。当町に届いた5箱のワクチンですと、聞いております人数では1箱485人分ということですので、5を掛けますと、2,42

5人分となり、全員が接種されると少し不足してしまうように思いますが、どうする予定でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 65歳以上の方、80歳以上も含めますけれども、約2,600人でございます。ワクチンが少し不足するのではとのことですが、第2クールの接種からは1バイアル6人分接種という注射器を使用することになるため、1箱当たり1,170回の接種を行います。ワクチンにつきましては65歳以上の方全員が希望されても接種できる数を確保してございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 65歳以上で何人の方が5月21日までに予約されましたか。国の方針では65歳以上の方の接種は7月中に終了するとのことですが、予約されていない方が7月中に接種できる余裕はありますか。どのような働きかけを行いますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 5月21日までの予約者数、これは80歳以上も含みますけれども2,274人、87.5%ということで先ほど申し上げました。予約の期間内に申込みをいただいた方は7月中に終了できるよう、1日に安全に接種可能な枠を最大限まで設けさせていただきました。接種は強制ではございませんので、先ほども申し上げたとおり、社会福祉協議会にも御協力をいただきながら、確認作業を進めまして、追加の予約申込みがあった場合には、都度、対応させていただいております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、優先順位が3、4の方についての質問をいたします。優先順位3は基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳までの方の3者でございます。優先順位4の方は上記以外の方ということですから、60歳未満の方ということに該当します。今後、新たなワクチンが届く予定はどのようになっていますか。国からの具体的な通知はありましたでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 新たなワクチンが届く予定についての御質問でございますが、現段階では特に国からの具体的な指示について連絡等は来ておりません。高齢者の接種に続いて、これ以外の皆さん方の接種が始まりますので、スケジュールなどの詳細を現在検討しているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 再質問いたします。

先日の信濃毎日新聞に、「5月28日に安倍知事、県市長会の牛越会長、町村会の羽田会長が河

野行政改革担当相とオンラインで会談を行い、新型コロナワクチン接種推進に向けて緊急要望を行い、計画的な接種を進めるため、ワクチンの具体的な配送日や量を早期に通知するよう要請した。」と報道されました。河野行政改革担当相からは、今後のワクチンの配送についてどのような返答がありましたでしょうか。また、その応答の中で、河野行政改革担当相から米モデルナ製のワクチンも要望があれば市町村にも供給するとの説明があったと報道されていますが、米モデルナ製のワクチンは米ファイザー製に比べ脳疾患のリスクが高いことが統計的に示されており、町民からは不安の声が出されていますが、米モデルナ製のワクチンを要望するのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議員の御指摘のとおり、去る5月28日に安倍知事、そして県市長会長の大町市の牛越会長、それから町村会長の私と出席をしまして、河野行政改革担当大臣と新型コロナワクチン接種推進に向けて緊急要望オンライン会談を行いました。その中で、今後、計画的な接種を進めるため、ワクチンの具体的な配送日や量を早期に通知いただくよう要請をしたところでございます。

当時は、まだワクチンが用意できているのかどうかという不安が非常にございましたので、その点を確認したわけでございます。

そして、今後のワクチンの配送についての御質問ですけれども、現時点では、河野大臣からは明確な回答はいただいておりますけれども、県のほうにどういう回答で来ておるか、その点はまだ確認をしていないところでございます。

次に、今のお話の、米モデルナ製のワクチンを要望するかという質問でございますけれども、国が安全を確認して、集団接種で使用しておりますので、国からの配分が決まれば受入を拒むことは現時点では考えておりません。ただ、私どもの町がファイザー社のワクチンで、しっかり計画されて間に合えば、そのときも記者会見がありまして、お話させていただきましたけれども、特にモデルナ製のワクチンを積極的に要請することはありませんと、こういうふうにはお答えをしておきました。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 要望でございますが、河野担当相からはワクチンを送る際に2週間前に各自治体に通知するという答弁があったということは報道されていますけれども、2週間前では担当者のところは本当に困ると思うのです。せめて1か月近く間を取って連絡してくれるということが国としての責務ではないかと思っておりますので、またその点についても要望を上げていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。先ほど述べました優先順位3ですが、その中で基礎疾患を有する者という項目がございます。非常にこれが難しいというふうに私は思っているのですけれども、多くの疾患を持った方が含まれているわけで、今から読み下げさせてもらいますけれども、1項目と2項目が

あるのですが、1項目に14の疾患を持った方が入っておられます。以下の病気や状態で通院、入院している方というコメントがあるのですが、第1が慢性の呼吸器の病気。第2が慢性の心臓病、高血圧を含む病気。第3が慢性の腎臓病。第4が慢性の肝臓病、肝硬変等。第5がインスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病。第6が血液の病気、ただし鉄欠乏性貧血を除く。第7が免疫の機能が低下する病気、治療中の悪性腫瘍を含むとなっております。第8がステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている。第9が免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患。第10が神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態、呼吸器障害等となっております。第11が染色体異常。第12が重症心身障害、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態。第13が睡眠時無呼吸症候群。第14、重い精神疾患、精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で重度かつ継続に該当する場合や知的障害（療育手帳を有している場合）という14項目の病気であります。

2つ目として、基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方ということになっておりますが、以上のような基礎疾患を有する者の判定をどのように行いますか。対象者は何人ぐらいと想定して計画されていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 基礎疾患を有する方についての御質問でございますが、議員が今おっしゃられたとおり、14の疾患と身体的状況によりまして自己申告ということで現段階では私どものほうで特段の判定は考えておりません。

対象者につきましては、国の基準によりますと20歳から64歳の場合で総人口の8.2%ということでございますので、町としましては500人ほどを見込んでおるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 再質問をさせていただきますが、国の基準・手引では、基礎疾患の確認は予診票による本人の自己申告と接種前の予診で行う。診断書等の提出は求めませんとされています。しかし、事前に基礎疾患がある者の識別をしないで、64歳以下の接種券を送ってもらって、予約をして、予診票に基礎疾患があると記載しても、もう皆さんと同じ時に来ているわけですから、優先接種にはならないわけです。64歳以下の基礎疾患を有する者を、それ以外の人と比べてどのように識別して優先的に予約してもらおうかというシステムを作り上げるかが問題になるわけです。

私は全国がどのようにやっているのかを調べてみましたけれども、埼玉県の狭山市では、下記の疾患を有するため接種券を送付されるよう申請しますと記載したワクチン接種券送付申請書を作っておりまして、優先接種を受け付けているわけです。

福島県の郡山市では、基礎疾患の申告を専用のコールセンターやネットで受け付けて、対象者リストを事前に作成し、それに基づいて接種券を事前に送るという対応をしています。

それから富山市は、接種券を送る60歳から64歳の人に加えて、16歳以上の60歳未満の基

礎疾患がある人を対象に、優先的に接種券を送るための事前申請を6月1日から受け付けています。市の障害福祉課や福祉政策課、保健所などで申請書を窓口へ提出するほか、インターネットの専用のフォームに必要事項を記入して送信するようになっています。

埼玉県の飯能市では、接種券送付後に優先の予約期間を設け、電話またはネットで自己申告をした上で、接種を予約することを検討中とのこととあります。

当町では対象者は500人ということですので、町民の皆さんに基礎疾患の内容を知っていただくこと、それから煩雑にならない方法を早急に決定することが必要ですが、いかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 答弁させていただきます。

今、議員さんがおっしゃられた例示の町につきましては、当町よりもかなり大きな町でございます。基礎疾患の確認につきましては、当町は対象者が比較的少ないということから、現時点での考え方としまして、接種券の送付時に送付文書に基礎疾患の内容を記載しまして、該当する方については予約の開始を1週間ほど前倒しして受け付け、それから基礎疾患のない方との差別を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私も、この基礎疾患の受付の仕方というのは、どうすればいいのか、担当とよくよく話をして、これは優先順位でありますから、間違いのないようにするようにと。先ほど答弁がありましたように、基礎疾患を持っている方は総人口の8.2%ということでございますから、この8.2%部分を先において、今、課長から答弁しましたような形で基礎疾患の方の情報をいただいて、そこへ充てていくということで、基礎疾患の方の優先的な接種をしていけばいいかなど。非常に難しいです。先ほども説明がありましたように、医者や診断書はいらぬし、自己申告ですから、そこら辺のところ非常に難しいところですが、国がそういう基準で進めておりますので、それに合わせざるを得ませんし、今、課長から話がありましたように、うちの場合にはそんなに人口的には多くありませんから、基礎疾患の皆さんへスムーズに優先的な接種をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） どうもありがとうございます。要望ですが、先ほど町長もお答えいただいたのですが、先ほどの課長さんの説明では、基礎疾患を有する方の受付を、接種券を送った後、1週間ぐらい前倒しで基礎疾患を持っている方だけを優先して受け付けるという話でしたけど、私が一番心配なのは、該当される方が、自分がそれに該当するということがすぐに分かって、前倒しに十分対応できるかどうかというのが、一つは心配なのです。あれを読んで、自分がそうですよと分かる方というのは少ない。非常に不安を感じるわけです。かかりつけ医に自分が該当しているかどうか相談して判断してくださいと書いてある説明もあるんです。だから、そうなってくると、

1週間の間に医者にかかっているというのではないわけですから、そういう意味では、もう少し検討をしていただけたらなというのがあるんです。

先日、報道で、安曇野市が基礎疾患を有する者に対して、こういう対応をしているというのがテレビで放送されていましたが、あそこでは6月2日から6月30日までを申告期間、事前に市のほうに申請してくださいということで、テレビでも報道されました。どういう方がそれに該当するんですよというのをインターネットとか広報なんかを含めて、しっかり広報して、2日から30日まで28日間の申告期間を持っている。相当慎重にやられておるわけです。

そういうことで、ほかの自治体でも二、三週間の期間を設定しているところが多いみたいです。受付期間の前倒しの延長をすとか、基礎疾患についての広報を事前にもっとしっかりやるとか、該当される方が漏れなく手続が行えるよう、慎重に再検討をお願いしたいという要望を申し上げて次の質問に入ります。

優先順位3である高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方は、それぞれ対象者は何人でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 優先順位3の方の中の60歳から64歳の方でございますけれども、こちらは約500人ということでございます。高齢者施設の従事者につきましては、現在、調査方法などにつきまして検討しているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 再質問ですけれども、大阪府や兵庫県では、高齢者施設でクラスターが発生して病院に入院できないままで大勢の方が亡くなられておられます。感染症の専門家の方々からも、高齢者施設の従事者は医療従事者と同レベルとして扱い、早期にワクチン接種をすべきとの意見が出されています。優先的にワクチン接種を行う検討をお願いしたいと思います。

また、高齢者施設は、等という言葉がついておりまして、障害者施設の従事者も対象者とされていますので、当町では山の子学園関連施設の従事者も対象者となります。御見解をお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 議員おっしゃるとおり、山の子学園につきましても、施設の従事者につきましては同施設と事前に打ち合わせを予定しております。一般の方のワクチンの接種の中で早い段階、つまり優先接種としての枠を取る方向で調整をしたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 優先順位4、最後の対象者ですけれども、16歳以上60歳未満の方は何人でしょうか。お願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 今、おっしゃられました優先順位1から3以外の方につきましては、約1,800人というふうに見込んでおります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 優先順位3、4の方の接種の実施予定はどのように考えられていますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 今後の接種の実施予定につきましては、現在、接種を担当いただく医療機関と調整をしておるところでございますけれども、8月下旬ごろから始めまして、できるだけ早く終了したいというふうを考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 64歳以下の方には仕事をされている方が多いために、65歳以上の方の場合のように住所ごとに接種日を割り当てる方法には無理があると思います。また、平日だけでなく、土曜、日曜、祭日などの接種も必要だと思いますが、どのように考えられていますか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 65歳以下の皆さん方の接種につきましては、現段階では65歳以上のように地域ごとには分けず、コールセンターでの電話予約に加えまして、ウェブ予約の導入を検討しております。都合のいい日を選択できるようにしたいというふう考えておるところでございます。

土、日、祝日の接種につきましても、医療機関の協力をいただきながら、実施する方向で対応してまいりたいというふう考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 大きな2つ目の質問、国保依田窪病院についての質問に移ります。

昨年度の患者数と経営収支の概況についてであります。私は5月11日に依田窪病院の清水事務部長さんと懇談をいたしまして、依田窪病院の現状や今後の取組についてお話をいたしました。依田窪病院の昨年度の経営収支は、まだ概算とのことですが、コロナ対応等で大変な中でも入院患者数が増加し、手術収益が増収できたことから、昨年度比で改善できたとのことでした。

昨年度の依田窪病院の患者数と経営収支の概況について、把握しておられれば報告をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） いまだに感染拡大に収束が見えない新型コロナウイルス感染症でございますが、毎日、感染者が大勢確認される主要な都市部をはじめ、全国の医療機関などに多大な影響を及ぼしている状況は御案内のとおりでございます。

国保依田窪病院でも、他の医療圏に比べて100床以上の病院が少ない上小圏内の公立病院として、365日、昼夜を問わず役割を担っていただいております。従事されている皆様に改めて感

謝を申し上げるところでございます。

御質問いただきました令和2年度の依田窪病院の患者数と経営収支の状況でございますが、病院からの報告を基に、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから数値的なことがございますので、御答弁を申し上げます。

決算数値としては確定していないことから、現段階の数値を令和元年度と比較した増減の値と率であることを御承知おきいただきたいと思います。

まず、患者数でございますが、外来患者数は和田診療所を除きまして5万1,983人で、元年度より1,825人、率にしまして96.6%と減少しております。

また、入院患者数ですが、令和2年度は3万2,901人であり、元年度より2,245人、率にしまして107.3%と増加しております。これは、議員もお話しされたとおり、新型コロナの影響で多くの医療機関が外来、入院とも減少しているところですが、入院につきましては前年度より改善しているという状況です。

続きまして、収支の状況でございます。令和2年度の医業収益と医業外収益の合計は27億円ほどございまして、元年度より1億3,900万円ほど、率にして105.4%と増収見込みでございます。このうち入院収益でございますが、1億9,770万円ほど、率でいきますと113.6%と前の年より改善となる見込みでございます。

一方、費用につきましては、令和2年度が28億7,820万円ほどございまして、元年度より1億7,960万円ほど、率で106.7%と増える見込みでございます。

以上の状況から、収益から費用を引いた損益額でございますが、マイナス1億7,800万円ほどございまして、元年度より4,000万円ほど増加する見込みとなっております。

ただし、新型コロナウイルス感染症に関係する国からの補助金が2億円程度、臨時収益として計上されることから、これを加味しますと2,400万円ほどの黒字となる見込みでございまして、コロナ禍の大変な中で収支の状況が改善される見込みであるということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 今年度より内科が佐藤先生と翠川先生の2人、小児科が二村先生の増員ということで計3名増員になり、医師体制が強化されました。増員が達成できた取組の中身について把握しておられれば報告をお願いします。また、3名の先生方のプロフィールもお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 内科医師につきましては、一時2名まで減少してしましまして、大変心配いたしましたところでございます。そして、救急車が受け入れられないという地域医療の存続が危ぶまれる状態となっております。

また、子育て日本一を目指す中で、小児科医師は平成30年12月に常勤医師が不在となって以降、この3月まで信大から限られた曜日にのみパート医師に来ていただき、存続を続けてまいりました。

このため、内科医師と小児科医師の確保は病院の最優先課題として、これまでも粘り強く県や信州大学などに出向いてお願いを続けてまいりましたが、内科に関しては、日ごろから様々な面で連携を図っております諏訪中央病院より、総合内科で部長を務めておられました佐藤先生、大変、地域医療の優れた先生でございます。また、県の御理解をいただきまして、県の修学資金の関係で、地元立岩出身の翠川先生を派遣していただけることになりました。小児科に関しましても、定期的な三澤先生が信大の医局を訪問しながら確保に努めまして、その結果が実りまして、上田医療センターなどで勤務されておりました二村先生にお越しいただくことが決まりました。

このように、4月より念願であった医師の充実が図られたことは、病院にとりましても、また地域住民の皆様にとりましても非常にうれしく、心強い状況でありますので、これまで以上に安心して生活を送っていただけるものというふうに考えております。

なお、それぞれの先生は、これまでの経歴もさることながら、お人柄も大変すばらしい先生方であると伺っております。詳細につきましては、5月号の病院広報誌、依田窪病院だよりに掲載されておりますので、ぜひ御覧いただきたいというふうに思います。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 長和町は3月16日、寄附講座、信州大学医学部健康推進学講座の設置に関する協定を、信州大学医学部内科学第二教室、国保依田窪病院、医療検査機器メーカーのシスメックスの4社で締結いたしました。

信州大学医学部健康推進学講座の設置は、長野県では初めてとのことですが、設置に至った経過について説明をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お話のありました寄附講座信州大学医学部健康推進学講座の設置に関する協定は、町と信州大学医学部内科学第二教室と、また国保依田窪病院、医療検査機器メーカーのシスメックスにつきましては協力者として署名をいただき、本年3月16日に締結をさせていただきました。

さて、御質問の設置に至った経過でございますが、信州大学からの派遣で依田窪病院に週2回勤務をいただいております肝臓の専門医師より、令和元年11月に町に対して町内における肝炎の撲滅のため、本講座への取組について御提案をいただきました。これを受けまして、町として開設に向けての協議を始めまして、細部を検討、受け入れることを決定し、協定の締結に至ったものでございます。

これは、当町が以前より取り組んでいた健康診断事業への評価と、それから町の規模などが本講座の開催目的に合致していたことと、肝臓専門医の提案が当町の健康増進に大きく寄与するもので

あったことが大きな要因であるというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 信州大学医学部健康推進学講座の目的と取組の概要は、長和町の広報5月号に掲載されていますが、改めて町民の皆さんによく分かるように説明をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 講座の目的と取組の概要でございますが、先ほど議員おっしゃられたとおり、広報の5月号に詳細が掲載されております。この場では私のほうから再度になりますけれども御説明をしたいと思います。

先ほど、町長からも申し上げたとおりでございますが、町内における肝炎の撲滅に向けて、依田窪病院とシスメックス様の協力の下、20歳以上の全町民を対象に血液検査によるウイルス肝炎の拾い上げを行います。検査については、令和5年度までの3年間で、町の国保の特定健診や企業の健診、依田窪病院受診時に本人の同意を得た上で血液検査と併せて少量の血液を採取し検査をいたします。検査にかかる費用でございますけれども、こちらは無料ということでございます。また、検査結果につきましては、健診結果などと一緒に自宅のほうに郵送で届くということで、受診が必要な方については、その旨が記載されます。

なお、この講座の内容につきましては、毎月、広報でお知らせをしております。ぜひとも御一読いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 講座設置のための寄附金2,500万円の内訳と用途についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 寄附金の用途につきましては、信州大学が必要に応じて使うものでございまして、当事業に関わる信州大学医学部の医師及び事務員の人件費のほか、消耗品などの物件費、旅費や解析機器やソフトなどの費用ということになっております。

また、内訳でございますが、人件費で2,130万円、物件費で60万円、旅費その他で330万円を見込んでおるといふふうに聞いております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 今回の、この講座の設置に伴って、信州大学医学部の内科学第二教室より4月から依田窪病院に青村先生と小林先生の2人が派遣されております。2人の医師の役割、業務等についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 本講座の設置に関する協定書では、取り組む業務といたしまして、新規肝繊維化マーカーを測定し、肝臓の病態進展が心配される住民を拾い上げて受診勧奨を行うこと、それからC型肝炎ウイルスやB型肝炎ウイルスマーカーを測定し、ウイルス肝炎症

例を拾い上げて受診や受療の勧奨を行うこと、その他地域医療の支援に関することの3点が掲げられておりまして、講座に関して2名の医師の役割は研究データの収集やウイルス肝炎マーカーの測定を行う主たる研究者というふうにされております。

なお、依田窪病院での勤務内容につきましては、ただいま申し上げましたことのほかに、木曜日を除く週4日の内科外来診療を行い、そのほか、それぞれ週1回の宿直と、ほかの常勤医師と同様に日直、宅直も担っていただいております。実質、常勤医師1名分相当の業務に対応いただいております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 信州大学医学部健康推進学講座のホームページが信州大学医学部第二内科学教室の中に立ち上げられていまして、講座の説明や取組の概要が掲載されています。また、活動報告の欄でプロジェクトの進捗も掲載されています。そして、当町、依田窪病院、シスメックスのホームページがリンクされています。しかし、当町のホームページには、この推進学講座の掲載は広報ながわの記事のみであります。信州大学医学部健康推進学講座は、当町と信州大学医学部内科学第二教室の取組ですので、せめて当町のホームページに講座をリンクさせることを要望いたします。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 当町のホームページに信州大学医学部健康推進学講座の関係のリンクにつきまして、現在、対応しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 依田窪病院では、小児科の医師が常勤体制になったことから、小児科医師のパンフレットを作成し、小学校や保育園に配布するとともに、医師の話の場の設定をお願いして回っておられます。また、内科では、医師の体制充実を踏まえて、地域ケア科を開設して、往診活動の強化を目指すとのことでもあります。しかし、今すぐに多くの往診を行うことにはならないために、医師が地域に出かけて町民の啓蒙活動に取り組むことを考えているとのことでした。

今年3月に国保の委員会で配付された長和町国民健康保険・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価では、データヘルス計画で脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病性腎症の発症予防のため、高血圧、脂質異常、糖尿病、メタボリックシンドロームの対象者を減らすことを目標に取り組んでいますが、令和元年度までの評価は、いずれもCで悪化しているであります。改善のために、医師の力を借りて地域で高血圧予防講座等の健康講座を行うことは大変有用であると思ひます。

町として積極的に健康講座の場を設定すること、例えば、社会福祉協議会に要請して、いきいきサロンの場で設定するなど、町としての場の設定について検討を行い、具体化することを要望いたします。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 町といたしましても、健康講座の場の設定につきましては懸案事項であり、今後、町民福祉課、そして社会福祉協議会とも連携し、どのように行うか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 依田窪病院では、今度、医師体制が充実して、新しく来られた先生方を町民の皆さんによく知ってもらえるように、丸子ケーブルテレビに依頼してインタビュー形式の動画を作成し、町のケーブルテレビで放映することを計画しているようであります。

依田窪病院は、特に内科医師の不足の中で、一時は救急患者さんを断らざるを得ない状況になり、患者さんの減少が続いてまいりました。この間の内科医師体制の充実に向けた取組の成果で、常勤内科医師6名体制、加えて信州大学医学部第二内科から2人の医師の派遣、合わせて実質9名体制という内科体制ができました。この体制を患者数の増加に結びつけていくために、今こそ町としてできることに取り組むべきと考えております。具体的には、町として、依田窪病院の宣伝強化に取り組むことを要望します。依田窪病院は年4回、病院だよりを発行していますが、大変不十分だと思います。例えば月1回発行している町の広報ながわに、1ページから2ページの依田窪病院欄を設けることの検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） まず、御質問の中で、実質9名体制という御質問でございましたが、これは実質7名体制でございます。よろしく申し上げます。

依田窪病院の宣伝強化という要望でございます。これにつきましては、病院とも協議を重ねさせていただきまして、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、広報ながわには、5月より毎月一、二ページですが、健康推進学講座の記事を掲載しますので、その中でも病院の関係について掲載できることについてはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 以上で、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで1時5分まで昼食のため休憩いたします。

休 憩 午後 0時03分

---

再 開 午後 1時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

本日、私は、羽田町長の進退と財政の健全運営について、もう一点は消防団出動報酬等、もう一点、改正災害対策基本法、以上3点について質問を行います。

最初に、羽田町長の進退と財政の健全運営についてです。

去る6月1日の議会開会日、議案上程の中で羽田町長は、5期目に向けた町長選挙への出馬表明をされました。また、自身の健康状態についても御説明いただきました。町長選挙に向けては、先月、もう一名の方が出馬の意向を示しております。

直近、県内の市町村長選挙では、計40人が無投票当選し、全県77市町村の半分以上を超えています。無投票となれば、住民は福祉や医療、インフラ整備、公共施設の維持管理、財源の逼迫などの課題が分からないまま、お任せとなり、行政への評価がなされず、住民自治の力を弱めてしまいます。選挙戦となれば、候補者の論戦が展開され、これまでの行政運営への批判、課題が表面化します。論戦を通じて地域づくりを身近に捉え、政策に対し1票を投じることができます。

当然、町長の政策をチェックする私たち議会の役割も重要です。女性議員を含め、議員の成り手不足はありますが、選挙戦の有無にかかわらず、しっかりと、政策を訴える必要があります。

最初の質問です。前回、4期目町長選挙に立候補するに当たり、羽田町長は8つの公約を掲げました。その第1番目に、「厳しい財政運営の中」、「歳入歳出のバランスのとれた計画的かつ効率的な財政運営を図ります」と、「明日につながる健全な財政運営」を公約しています。町長のおっしゃる「健全な財政運営」とはどのようなものか、また「健全な財政運営」は行えたのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先日もお話をさせていただきましたが、まず、愛するふるさと長和町、そしてここに住む皆さんが大好きであることが、私の行政運営の原点でございます。そして、前回の立候補に当たり、誰もが安心して学び、働き、大切にされ、元気に暮らすことができる長和町を目指して、「人が元気、町も元気」長和町がもっともっと元気が出るよう「元気が出る町！長和町」をつくり出すため、お話しいただきましたように8つの公約を掲げ、それぞれの事業に鋭意取り組んでまいりました。最初の公約として「明日につながる健全な財政運営」を掲げ、大変厳しい財政運営の中ではありますが、今まで築き上げてまいりました行政サービスを低下させることなく、かつ培ってまいりました経験や知識、人脈を最大限に生かすべく、バランスがある、効果的で効率的な行財政運営を懸命に取り組んでまいりました。

御質問の、公約に掲げる「健全な財政運営」とはどのようなものか、その運営は行えたのかとの御質問でございますが、地方財政法が規定する地方公共団体の「健全財政」とは、1つ目として財政運営の「堅実性」、具体的には、その公共団体の財政収支とその推移が均衡が取れたものであること、2つ目として財政構造、まあ体質の「健全性」、財政が経済変動や財政需要の増嵩に堪える

だけの体質を持っているかどうかの検証とその構造が弾力性を具備しているかどうかという問題意識。3つ目として「適正な行政水準の確保」。住民の要望には、ある意味では限度がありませんが、その要望に応じていくための財源には限度があること。住民の行政需要に応えつつ、行政水準を漸次向上させ、併せて健全な、収支の均衡が取れた財政運営を続けていくことは、地方公共団体の基本的な責務であるというふうに考えております。

また、地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が平成19年6月に公布され、全ての地方公共団体において、平成19年度決算から、財政の健全性に関する各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するとともに、公表するというふうになっております。

これらのように、財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計も併せた連結決算により、地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものでございます。

当町の一般会計、特別会計及び事業会計の財政指標、昨年9月議会におきまして御報告をいたしました直近の状況でございますが、財政の健全性に関する各指標——健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率はそれぞれ下回っておりますので、健全な財政運営に取り組めてきたというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、歳入においては、昨今の人口減少や高齢化、国の財政支援措置の終了などの要因から一般財源の確保が困難な状況にあり、歳出においては、高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増加や公共施設などへの対応による財政需要の増加により、依然としてですね、大変厳しい財政運営は続いておりますので、引き続き、将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指し、取組をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁をいただきました。

様々な文献を見ますと「健全な財政運営」とは、一般には「歳入歳出が釣り合っており、赤字がない財政、厳密には公債借入金で歳入が補われていない財政」とあります。

次の質問です。

広報ながわ5月号に、令和3年度予算のあらましが掲載されておりました。一般会計の歳入・歳出、主要事業など分かりやすく記載されておりました。長和町の一般会計の当初予算は61億1,300万です。

長野県内の類似5町村の令和3年度の当初予算額は、松川村——人口9,600人ですが64億3,000万円、これは最高値です。宮田村、人口9,000人、39億6,000万円、これは最低値です。平均は約48億円となっています。

一概に比較はできませんが、類似町村に比べ長和町の予算額は高いわけですが、要因は何かお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） まず、類似団体についてでございますが、地方公共団体の地方財政状況調査等の報告に基づきまして総務省が毎年作成いたします類似団体別市町村財政指数表にいう類似別の団体のことでございます。

当町につきましては、類型はⅡ－１でございます、人口要件が5,000人から1万人で、産業構造要件といたしまして、2次産業と3次産業就業人口が80%以上、そのうち3次産業就業人口が60%未満の区分となっております。町村の場合につきましては、この2つの要件の組合せによりまして国勢調査の結果を基に15の類型に分類されておまして、全国的に見て一定の類似性が認められるため、自治体の比較対象とし見るができるようになってございます。

さて、本年度予算におきましての類似団体との比較でございますが、類似団体においてどのような方針で予算編成をされているかどうか、それは分かりませんが、近年の当町におきましては非常にタイトな予算編成を行っておりますので、おっしゃるとおり、類似団体と一概に比較できるものでもありませんし、自治体の諸事情などによりましてそれぞれの数値に差異があるものと認識しております。

本年度の長和町の予算額における類似団体との比較で、高い要因とこのことでございますが、御指摘いただきました歳出の主な事業でございますが、衛生費におきましては依田窪医療福祉事務組合、老人保健施設、クリーンセンターへの負担金、上水事業元利償還、ごみ収集運搬業務委託、商工費におきましてはブランシュたかやまスキー場施設改修工事、商工振興資金融資幹旋預託金、振興公社指定管理料、教育費におきましては中学校組合負担金、行政事務包括業務委託、会計年度任用職員報酬、スクールバスの運行委託、高校通学費補助、災害復旧費におきましては令和元年台風19号豪雨災害によるもの、公債費におきましては庁舎、保育園等、大型事業の元利償還によるものがそれぞれの要因であることということで分析しているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 答弁をいただきまして、ただいまの答弁のとおり、他の類似団体と比べ、多い部分を説明いただいたと思います。

それでは、今年度の財政調整基金の使途と、令和2年度の財政調整基金の残高及び地方債等借入金残高をお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 今年度の財政調整基金の使途でございますけれども、この基金につきましては、年度間におけます財源の不均衡を調整するための基金、いわゆる一般財源としての扱いになりますので、財源充当のない事業が全て使途になるということが言えると考えてございます。

次に、令和2年度末における財政調整基金の残高でございますが、15億8,644万6,000円でございます。また、借入高の残高でございますが、一般会計で61億5,322万8,000

0円、企業会計で38億3,583万2,000円となっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、財政調整基金の過去3年間の繰入金額及び町債の金額をお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） まず、財政調整基金の繰入金額でございますが、平成30年度につきましては5億9,979万8,000円の予算額に対しまして2億6,943万2,000円の決算額でございました。令和元年度でございますが、5億7,948万3,000円の予算額に対しまして4億3,251万4,000円の決算額でございました。令和2年度でございますが、6億3,211万5,000円の予算額に対しまして4億5,659万4,000円の決算額となっております。

次に、町債でございますが、平成30年度におきましては4億3,532万9,000円の予算額に対しまして7億1,123万3,000円の決算額でございました。令和元年度につきましては、6億8,622万4,000円の予算額に対しまして10億3,882万4,000円の決算額でございました。令和2年度でございますが、6億5,047万9,000円の予算額に対しまして9億8,758万9,000円の決算額でございました。

財政調整基金の関係、町債の関係につきましては以上でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 先ほどの答弁でもありましたけれども、財政調整基金は一般財源の扱いで、財源充当のない事業が全て用途になるとの答弁でした。

これについてちょっとアバウト過ぎるのではないかなと思うわけですが、多くの自治体では、大規模災害など、不測の事態に備える資金としています。当初予算で財政調整基金の繰入れを見込んでの予算編成あるいは事業は、行うべきではないと思います。仮に繰入れを行ったとしても、用途をはっきりと、説明すべきと思います。

財政調整基金の残高は15億8,600万円、今年度繰入れ予算額は約5億6,000万円、過去4年間の決算額の合計は14億7,200万円、合わせて20億3,000万円ほどになります。一方、町債借入金は、先ほどの答弁で一般会計の残高61億5,300万円、企業会計で38億3,800万円であります。借入金の今年度予算額は約4億3,000万円、過去4年間で34億4,500万円となります。この4年間で20億3,000万円、蓄えを取り崩し、かつ19億3,000万円借り入れ、残高が61億5,300万円です。決して、「健全な財政運営」とは言えないと思います。

次の質問です。予算の中で20%前後の12億円余りを占める人件費について、お伺いします。令和3年度の予算書では、正規職員数91名、会計年度任用職員数111名となっております。6月1日現在のそれぞれの職員数と行政事務包括業務委託職員数をお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

国では、人口減少・高齢化が進行し、行政需要も多様化する中、厳しい財政状況下においても質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための地方行政サービス改革を推進し、民間委託等の積極的な活用を進めており、町では令和2年度から行政事務包括業務の民間委託を行っています。

職員数につきまして、特別会計及び派遣職員を除く、令和3年度予算書の一般会計職員91人の6月1日現在における一般職の職員数は、再任用職員の退職等により85人となっており、そのうち2人が育児休業中でございます。

一般会計の会計年度任用職員数は、小学校講師や地域おこし協力隊員などの月給職員が47人、代替保育士などの時給職員が65人の合計112人です。そのほか、新型コロナウイルスの予防接種に対応するため、2年度の繰越予算での採用となっておりますが15人の時給職員を新規に雇用をしております。

行政事務包括業務委託に関わる社員数は、84人と確認しております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 参考で示された一般職の職員数は特別職3人を含め99人、会計年度任用職員数は115人で、合計214人です。一般職で5人、会計年度任用職員で4名、合わせて9名増加しています。行政事務包括業務委託に関わる職員数は84人で、関係する職員、社員等の合計は308人となります。

昨年度の会計年度任用職員制度の移行に伴い、これまで物件費に隠れていた人件費が表面化しました。近隣市町村では、人件費率が20%を超えてきています。長和町でも、行政事務包括業務委託料を含めると、およそ20%となります。

令和2年4月1日現在の人口1,000当たりの職員数は15.5人で、類似町村の10.2人を上回っています。また、今年度の会計年度任用職員を加えた数字は、令和3年6月1日現在、5,867人の人口ですが人口1,000人当たり36.4人となります。やはり、職員数は多いのではないのでしょうか。

次に、行政事務包括業務委託も2年目に入りました。外部委託の第1ステージとして実現可能な部分から実施されました。

現在は第2ステージで委託範囲拡大に向け、事業仕分及び業務を見直し効率化を進める段階です。さらに、公務員の定年延長を踏まえた職員採用計画と、その間の退職者の雇用、最終的には「政策・施策の大きな判断が必要とされる業務以外」を包括業務委託と発展させ、人件費を抑えた中で行政サービスを行うことが理想と考えます。

今後の職員採用計画、現状の会計年度任用職員も含め、職員数、今後の包括業務委託について伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 職員採用につきましては、令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ引き上げられる予定となっております。定年延長を考慮した中で、包括業務委託については、定型的業務の民間委託をさらに推進させ、一般職の職員数の適正化に努めてまいりたいと考えております。

また、会計年度任用職員につきましては、小学校講師、保育士、給食調理員、地域おこし協力隊員や代替え等で時給勤務をいただいている専門職の職員であります。会計年度任用職員は年度ごとの任用となっておりますので、各年度の事業実施状況等に合わせ、採用をしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 公務員の定年延長は段階的に、令和13年には定年年齢が65歳となります。当然、職員の採用は控えられるでしょうし、役職定年、給与カット、給与水準の引下げなどが付される予定です。

答弁でもありましたが、有資格者が従事する業務は会計年度任用職員として採用し、一般職では、定型業務と非定型業務をしっかりと分類し、非定型業務を可能な限り定型業務化していただき、包括業務委託として業務の効率を図れば、一般職の職員数の適正化かつ人件費の抑制が図れます。今後の努力に期待をいたします。

以上、長和町の財政に関して疑問に思う部分について質問をさせていただきました。

町のホームページに公表されています、財政状況に関して詳細に分析された財政状況資料集令和元年度版では、将来返済していく残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は、令和元年度、一気に悪化しています。また、一般財源の規模に対する返済金の割合である実質公債費比率は年々悪化し、さらに人口1人当たりの人件費、物件費等決算額は29万4,750円で、類似団体に比べ高い数値を示しています。

この財政状況資料集のこのような状況を、職員全員が共有、内容を検証し、具体策を実行していかなければ、「健全な財政運営」は望めません。いよいよ、本腰を上げた、健全な、行政運営が求められます。

次に、消防団出動報酬等についての質問です。

総務省消防庁では近年、消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、今般、消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討の結果を中間報告として取りまとめ、公表しました。

あわせて、この報告書を踏まえ、消防団員の報酬等の基準を来年4月1日までに整備する通知を発出しております。

そこで、長和町消防団員の報酬、活動交付金などについて質問いたします。長和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定める、消防団員の報酬の額は幾らか、またど

のように支払っているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 消防団員の皆様には、災害発生時をはじめ、様々な役割を担っていただいております、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます次第でございます。

災害現場での消火活動をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時、特に長和町では、台風などの豪雨災害時には救助、警戒、巡視、避難誘導など様々な場面で御活躍をいただいております。

今回、消防団についての御質問でございますが、詳細につきましては担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

消防団員の報酬については、年額報酬として、それぞれ、団長17万9,000円、副団長12万円、分団長7万8,000円、副分団長3万7,000円、班長1万9,000円、団員1万円となっています。

支払いの方法については、団長、副団長、分団長については直接個人の口座に支払っており、副分団長以下は、各分団の口座へまとめて支払った上、分団において個人へ渡しております。なお、その際は、受領を示す署名や捺印をもらうよう義務づけており、後日証拠書類を提出いただくなど、確実に団員へ報酬が渡るようにしております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 消防団運営費及び災害時、訓練時等の出勤金——手当ですが、平成27年から施行されています。どのような基準で交付しているのか、手当の支給は団員個人か、また消防団運営費の昨年の各分団への交付額は幾らか、運営費の使途はどのようなものかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 消防団運営費等の消防団活動交付金については、長和町消防団活動交付金交付要綱により定められておまして、火災や災害の出勤や訓練及び警戒に参加した団員へ手当として、1人当たり1回1,500円、夜間は1回2,000円となっております。

支払い方法については、報酬と同様に、分団へまとめて支払った後に個人へ支払われます。

消防団運営費につきましては、分団の維持運営にかかる費用として各分団へ交付しております。算定方法としては、団員1人当たり1万3,500円掛ける当該年度において活動実績のある団員数としており、令和2年度の各分団への交付額といたしましては、1分団が31万500円、2分団が32万4,000円、3分団が49万9,500円、4分団が17万5,500円、5分団が27万円、6分団が24万3,000円、7分団が28万3,500円、本部が20万2,500円となっております。

運営費の使途については、主に消防の装備や消耗品の購入、火災出勤や訓練時における費用にな

ります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今回の消防庁長官の通知では、「団員」階級の者の報酬は年額3万6,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者については市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡の取れた額とするよう定めること、支給方法については団員個人に直接支給すべきであること、と明記されています。

長和町では、この通知を受けてどのような報酬、手当の増額を考えているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 消防団員の報酬及び手当につきましては、平成27年に出勤金が新設されて以降、先ほど答弁いたしました基準で支給を行っております。

消防団の活動は、火災時の出動はもとより、警戒活動や訓練、行方不明者の捜索、近年では大雨に伴う水防活動など、多岐にわたっており、住民の安心、安全を守るため、消防団の重要性はますます高まっております。このような状況を踏まえ、報酬や手当についても、消防団の活動実態に則した内容となるよう、消防団と協議してまいりたいというふうに考えております。

また、手当の支給方法については、確実に団員に支払われるよう配慮した上で、適切に対処してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 次の質問です。

全国的にも消防団員の減少は歯止めがかからず、長和町でも団員確保のため、40歳定年制から350人定数制へと移行しました。

定数制へと移行してから現在までの各分団の団員数の推移をお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 平成30年3月に長和町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を改正いたしまして、40歳の定年を廃止いたしましたが、各分団の団員数の推移につきましては、定年制移行前の平成29年度から現在の令和3年度の各分団の推移を見ますと、第1分団が41人から39人、第2分団が42人から31人、第3分団が50人から41人、第4分団が31人から15人、第5分団が25人から23人、第6分団が23人から22人、第7分団が39人から33人となっております。

全体の団員数は、平成29年度265人、30年度269人、令和元年度255人、2年度が227人、3年度が221人となっております。令和元年度及び2年度につきましては人数が大幅に減っておりますが、これは、近年、活動実績がなく今後も消防活動に参加できない団員が退団したことが主な要因となっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 昨年12月15日付で都道府県知事及び市町村長宛てに、総務大臣書簡

「消防団員の確保について」が出されています。内容は、消防団員の確保に向けての処遇改善、消防団員の減少要因を分析した結果に基づき、消防団員の確保に向け必要な対応を引き続き実施していただくようお願い申し上げます、というものです。

消防団員の減少要因を分析した結果と、消防団員確保のためどのような対策を行ったか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 消防団員の確保については、当町においても大変苦慮している状況でございます。少子高齢化に伴う人口減少及び地域の担い手不足により絶対数が減少しており、消防団でも積極的に勧誘等を行っておりますが、なかなか厳しい状況が続いております。

町といたしましても、地域防災の要となる消防団の現状について非常に憂慮すべき事態と捉えており、以前より、運営費の増額などの財政的支援や車両の入替え、装備品の充実、施設の改修等を行ってまいりました。また、消防活動費の新設や町内企業に協力をいただいた施設利用料の割引など、福利厚生事業へも力を入れてまいりました。

先ほどの答弁の中にもありましたが、定数制導入以前の平成29年度の団員数は265人、現在の団員数は221人ということで44人減少しているわけですが、活動実績のない団員の退職が50人以上ありましたので、実動人数といたしましては僅かながら増えており、一定の効果はあったと考えております。

今後も引き続き消防団と協議の上、できる限りの対策を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 消防団員の人員整理は賢明であったと評価いたします。

消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、消防団は自由な時間が少なくなる、人間関係が煩わしい、飲み会が多そう、上下関係が厳しそうなど社会的な評価はマイナスで、これらの向上や広報、訓練の在り方など、ほかにも取り組むべき重要な課題があります。

質問です。

消防団員の減少要因の大きな1つは、訓練への参加です。特にポンプ操法大会に向けたポンプ操法の練習は、団員自身ばかりではなく団員の家族にまで負担が及び、全国的な問題となっております。

このポンプ操法大会の問題は、国会でも2月の総務委員会と予算委員会第2分科会で消防団への寄附金集めについても触れ、廃止の方向の質問をしています。

これに対し、総務省出身でポンプ操法大会に2回出場経験のある総務大臣政務官が答弁を行っております。「消防団員の処遇等に関する検討会」では、これらの訓練の在り方について夏までに報告書を提出の予定であるそうですが、「地域の実情に応じて、それぞれの消防団で判断を」といった報告が想定されます。

長和町でも最終的には消防団幹部会で議論すると思いますが、消防団組織のトップであります町長のお考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 昨年と今年はコロナの影響によりまして中止となっておりますが、長和町消防団のポンプ操法大会並びにラップ吹奏大会は毎年6月に行われておりまして、大会前の約1か月間の練習を通じて、消防技術の向上はもとより、団員相互の絆を深め、結束力の向上につながってございました。

しかしながら、議員御指摘の問題点があることも把握しており、今後、これらの在り方につきましては、国からの報告書等を踏まえ、消防団と協議を行っていき、今の時代に合ったですね、消防団活動を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） いずれにしましても、町長のお考え、判断が大きく影響いたしますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

総務省ではこのように報酬、手当、活動費の改正を求めておりますが、財源は地方交付税の消防分に加算されるのか、また新たな補助金制度ができるのかお伺ひします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 報酬及び活動費の改正に伴う財政措置につきましては、現在のところ、具体的に示されておられません。

今後、国に対して、必要な措置を講じていただくよう、県の町村会長という立場からも要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 総務省のホームページ、よく見ていただいて、その中で多分いろんな資料があるかと思ひますので、そこら辺の確認していただければと思ひます。

いずれにしても、増額に向けた予算化を要望いたします。

最後の、改正災害対策基本法について町の対応ということの質問です。

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、本年4月28日に災害対策基本法の改正案が可決、成立され、5月20日施行されました。

地方自治体に関わる改正の内容はどのようなものか、お伺ひします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 災害対策基本法の改正についての御質問でございますが、災害対策基本法の一部が改正され、5月20日から施行されました。

主な改正点といたしましては、1つ目は、避難情報の変更であります。これまで警戒レベル4として「避難指示」と「避難勧告」に分かれておりましたけれども、「避難勧告」が廃止をされまし

て、「避難指示」一本化されたということでございます。

そして2つ目といたしましては、災害時に自ら避難することが困難な在宅生活者で、迅速な避難の確保に支援を要する方、いわゆる避難行動要支援者について、要支援者一人一人の避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

以上2つの改正点が主なものでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 自治体が発表する避難情報は、一昨年、5段階の警戒レベルによる運用が始まりました。ここでまた改正となりましたが、情報を出す側の行政も受ける側の住民も、警戒レベルとその内容を理解して、避難につなげなければなりません。

昨年も、7月8日に大雨に見舞われました。間もなく梅雨入りすると思われれます。どのように住民に周知を行うのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） これまでに、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、広報ながわ6月号等でお知らせをしまりました。

今後、住民に浸透するまでは、大雨や台風の接近が予想されるときなど、再度お知らせを行い、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今回の法改正では、独り暮らしの高齢者や体の不自由な人など、支援が必要な人の避難方法を具体的に決める個別避難計画の策定を全ての市町村の努力義務とする内容も盛り込まれています。

これまでの一般質問等の答弁などで、長和町は既に取り組んでいるはずですが。最新の避難行動要支援者登録件数と個別計画作成の進捗状況をお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 避難行動要支援者登録件数と個別避難計画の作成に関する御質問ですが、最初に、改正災害対策基本法における個別避難計画の策定については、避難行動要支援者名簿の作成が進む中、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題が生じているため、円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化するものでございます。

町は、平成29年に策定した長和町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱により、町内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅生活者で、迅速な避難の確保に支援を要する方で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した避難行動要支援者は、5月1日現在、避難行動要支援者対象者618名のうち432名の方が登録をされており、自主防災組織をはじめ民生児童委員、社会福祉協議会、上田警察署、依田窪南部消防署、町消防団等の皆様へ避難行動要支援者名簿を提供し、災害時に備えて避難行動要支援者を把握していただくこ

とで、災害時の避難支援に活用していただければと思っております。

また、先ほど答弁した個別避難計画についてですが、432名のうち65名が作成済みとなっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 対象者が618人、そのうち432名の方が登録済み、未登録186人いるわけです。この未登録の方たちはどうするのか。さらに、登録者432名のうち個別計画作成は僅か65名、今回答いただきましたが、15%です。個別計画は登録者全ての個別計画を作成するのか、その内容はどのようなものか、作成は誰が行い、完成予定はいつかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 今後の個別避難計画の作成についてでございますが、平成29年度に長和町避難行動要支援者登録制度要綱が制定され、対象になる住民の皆様に周知を図り、長和町避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書の提出をお願いしてまいりました。

個別避難計画には、災害時等に協力をいただける地域支援者の登録が必要となるため、個別避難計画の作成数は全体の15%にとどまっております。

現在、長野県健康福祉部地域福祉課、長野県社会福祉協議会、長和町社会福祉協議会、町民福祉課、総務課の関係者により、個別避難計画を取り入れたデジタルマップの作成について協議を進めているところでございます。

町といたしましては、長和町社会福祉協議会において、各地域で作成をいただいている「災害時住民支え合いマップ」との統合性を図り、同意をいただける全ての方の個別避難計画を、自主防災組織等地区の皆様にも協力をいただきながら作成したいというふうに考えております。

デジタルマップの導入については、協議中のため、時期は不透明ではございますが、個別避難計画の作成については順次進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今回この私の質問に対して総務課長が答弁をしていただいておりますけれども、これまでは町民福祉課の所管であったと思います。

答弁の中で、デジタルマップを導入してということですが、新たにソフトを導入するのであれば作業は振出しに戻るわけですし、パソコンの操作に精通した職員が必要になります。あえて高額なソフトを購入しなくても、登録名簿がデータ化されていれば、避難場所などの項目を追加すれば十分利用できると思われまます。

個別計画作成に当たっては、医療、介護、防災等の専門資格者に関わっていただくことが理想と考えます。そこで、専門職員が在職する福祉施設並びに防災の専門職の防災士に個別計画作成を委嘱するのも一つの案と考えられないでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 個別計画の作成に当たっては、災害発生時に避難支援を行う者、支援

の方法や避難場所及び避難経路、支援を行うに当たっての留意点や不在時の対応、これらを避難行動要支援者それぞれと個別に打ち合わせて決めることになるため、対象者も多く、作成が進んでいない状況でございます。

議員の御提案も参考に、専門家の方々から協力をいただきまして、同意をいただける全ての方の個別避難計画を早期に作れるよう順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 対象となる件数はかなり多いわけです。全ての登録者の個別計画を作成するのは、片手間では限界があります。個別計画の対象となる件数を、絞り込む必要も、あるのではないのでしょうか。本気で、個別計画を作成するのであれば、福祉施設に委嘱し、介護支援専門員、加えて防災専門の防災士等で作成するのがより専門的な計画となります。現に、福祉施設に委嘱して作成した自治体もあります。

要支援者名簿には、近隣住民等による、避難を手助けする支援者が記載されていない名簿も数多くあると思われれます。そのため、個別計画には地域支援者の記載を省略できることとし、また防災士としての立場から各家庭の環境、周囲の地勢なども考慮します。個別計画は自動的な公助、共助を期待するものではなく、発災時にすぐには助けに来てくれないということも理解してもらった上で、本人や家族自らの判断で避難行動を開始する具体的な時期と手順を記載する様式とし、作成者の負担軽減のため、記載項目の簡略化、標準化に努める必要があります。

単にマップを作っただけでは、実際の避難時の行動にはつながりません。そこまで見据えた個別計画の作成をお願いいたします。

次に、町では、防災リーダー養成のため、防災士養成講座資格所得負担金を予算化してきました。これまでの実績と、どのような方が取得されたか、今年度の予定と、今後町の防災にどのように関わっていただくのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 令和2年度においては、長久保の方、1名3万円を補助いたしました。今年度は、5名分を予算計上しております。

取得された方におかれましては、補助金交付要綱に記載してあるとおり、自主防災組織等と連携して活動を行っていただき、その知識を生かして、地域の防災・減災に貢献していただきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 5月28日に、長久保地区の防災会議を開催いたしました。そのときに、2名の防災士の方に参加をいただきました。

役場職員は、災害警戒・対策、避難所開設に関わります。また、町内の地勢や危険箇所等も把握していただき、さらに危機管理、国民保護、高齢者の避難計画に関わる福祉課の職員には、防災士の資格も取得して、防災・減災、災害復旧などの基礎知識と行動力を身につけていただきたいが、

いかがでしょうか。

また、会計年度任用職員の防災訓練参加、避難所開設等への関わりはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 近年、自然災害は頻発化・激甚化の傾向にある中、町民の生命、財産を守るため、日頃の備えや災害の発生時にどう対処するのか、職員の知識向上は不可欠でございます。また、災害時、被害に遭われる方の多くは、いまだに高齢者が多くを占めています。必要な部署には、防災士の資格取得を含め、適切な研修を行ってまいりたいと考えております。

会計年度任用職員については、町で雇用している職員のため、非常事態においても職員と同様であり、必要に応じて参集することになります。

また、業務委託の職員についても、委託契約書の内容に基づいて、必要な業務を行うようになります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 大変に心強い答弁をいただきました。職員の方にも、防災研修会等で認識を高めていただければと期待をいたします。

長和町の自主防災組織の設立は、半数ほどです。また、設立した組織の活動も、停滞しております。コロナ禍ではありますが、防災啓発のために、ぜひ、訓練の実施をお願いいたしまして、本日の質問を終了させていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森田公明君） これで、一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

---

散 会 午後 1時58分

第 3 号

( 6 月 1 5 日 )

## 議 事 日 程

令和3年 6月15日

午前 9時30分 開議

長和町議会議長

- 日程第 1 報告第10号 損害賠償に係る専決処分の報告について
- 日程第 2 議案第38号 長和町黒耀石鉾山展示施設設置条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第3号)について  
(町長提出)
- 日程第 6 陳情第 2号 最低制限価格の設定に関する陳情(継続審査)
- 日程第 7 陳情第 5号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和 3 年 6 月 1 5 日  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 4 2 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算 (第 4 号) について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 4 3 号 財産の取得について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 4 4 号 財産の取得について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 4 5 号 財産の取得について  
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

令和 3 年 6 月 1 5 日  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書案第 3 号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策  
を求める意見書

(議員提出)

令和3年長和町議会6月定例会（第3号）

令和3年6月15日 午前 9時30分開議

出席議員（9名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	羽田公夫	議員
5番	伊藤栄雄	議員	7番	柳澤貞司	議員
8番	小川純夫	議員	9番	宮沢清治	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

長和町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまから会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 報告第10号 損害賠償に係る専決処分の報告について

○議長（森田公明君） 日程第1 報告第10号 損害賠償に係る専決処分の報告について報告を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、本日の議事日程第3号の1—1ページを御覧ください。

報告第10号 損害賠償に係る専決処分の報告についてでございます。

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条関係規定により報告をさせていただきます。

1—2ページを御覧ください。

令和3年5月31日付で専決処分をさせていただきました。

相手方はそこに記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和3年5月9日、午前10時30分頃、長門牧場駐車場内に町が設置した電気自動車用EV充電施設を利用しようとしたところ、車止め用の固定ピンが破損し上部に飛び出していたことから、相手方の普通自動車のフロントアンダーカバーに固定ピンが刺さり、カバーを損傷させたものでございます。

損害賠償額は3万7,400円で、町が保険契約に加入する株式会社損保ジャパンから、相手方の指定する口座に支払われております。

今議会での損害賠償案件の報告は3件ということで、大変申し訳なく思っている次第です。安全運転意識の再確認や危険箇所の把握など、改めて職員などには通知をしたところでございます。

今後とも事故のないよう、安全意識の向上には努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第2 議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 日程第2 議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定につ

いてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 社会文教常任委員会では、去る6月8日、全委員出席の下、委員会を開催し、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次、結果を報告いたします。

議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定について、担当から説明があり、質疑が行われました。質疑内容は次のとおりです。

防犯のためのカメラ等の設置や管理体制はどうなっているかの質問に対し、施設管理を行う職員を配置して、来館者がいる場合は1時間に1回程度を目安に巡視を行う予定です。また、館内には防犯カメラを設置しており、映像は黒耀石体験ミュージアムで常に確認できる状態となっていますとの答弁でした。落書き等のいたずらがされないように、適切な管理体制で運営を行ってほしいとの要望が出されました。

入館料について無料となっているが、どのような理由で無料としたのかの質問に、1点目として、ミュージアムから星くそ館まで片道30分程度の軽い登山をする中、より多くの方に見ていただきたいためです。2点目は、営利目的をしない補助金制度を用いて建設をしたためです。3点目は、入館料徴収のための施設側に常駐の職員配置が必要となり、また、施設も拡張しなければならないため、負担が大きくなると判断したためですとの答弁でした。

討論なし、議案第38号 長和町黒耀石鉱山展示施設設置条例の制定については、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第4 議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第3 議案第39号及び日程第4 議案第40号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(渡辺久人君) 総務経済常任委員会は、令和3年6月9日、全委員出席の下、今定例会に提案され委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

最初に、議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第39号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、新規職員の宣誓が署名する方法から提出する方法となる改正だが、本人確認はどのようにするのかに対し、直接本人に提出していただくことで確認をしますとの回答。

次に、議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第40号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、マイナンバーカードの発行、再発行の申請手続に変更はあるのかに対し、申請手続に変更はありませんとの回答。

議案第39号、議案第40号の報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告が終わりました。

最初に、日程第3 議案第39号 長和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第40号 長和町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし審議に付します。

まず、社会文教常任委員会に付託された教育課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、教育課の文化財係が所管する黒耀石ふるさと保存整備費と社会教育係が所管する体育施設費について、それぞれ担当から説明があり、質疑が行われました。

質疑内容は次のとおりです。

文化財係、質疑応答なしでした。

社会教育係、委員より、会計年度任用職員に移行した経過についての質問に、移行について様々な検討を行いました。通常委託では費用が多額になること、また、指定管理委託について振興公社と調整したものの、受入れは難しい旨回答を受けましたとの答弁でした。

委員より、包括業務委託として共立メンテナンスの検討はどうだったのか。また、新型コロナ禍におけるプールの運営方針についての質問に、包括業務委託も検討しましたが、条件として直接雇用している方に共立メンテナンスに移行していただくことが基本である中、プール管理で直接雇用していた方々は高齢化等の事情により全員退職を希望されました。そのため、包括業務委託も見送り、会計年度任用職員として新規に雇用を募集することといたしました。新型コロナ禍でのプールの運営ですが、基本的な対策を徹底することで営業していきますとの答弁でした。

討論なく、全員賛成により、議案第41号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号についての報告は以上です。

○議長（森田公明君） 次に、総務経済常任委員会に付託された総務課、産業振興課の所管する補正予算について委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第41号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第3号）についてのうち、総務課、産業振興課の所管する補正予算の審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第41号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

総務課総務係。備品購入の内容を詳しく教えてほしい。国民審査開票時に使用する分類器で、投票用紙を自動で読み取り、仕分けと票数の計測ができる機械ですとの回答。委員より、投光器はどんなときに使用するのか。避難所における停電に対応するためのものですとの回答。町民体育館が指定避難所となっているが発電機は設置されているかとの質問に、設置を検討しますとの回答。

次に、産業振興課林務係。委員より、作業道はどの地区にもある。財産区から繰入れができないような地域では、台風の爪痕を改良・改修できない。今回の大門地区の作業道は、大門財産区からの全額繰入れにより実施とのことだが、公平の観点から言えばどうなのかに対し、確かに地区の財産区の在り方によって様態が変わってくる。林道であれば災害対応や補助等によって改修、復旧ができるが、作業道ではそこまでいかない。地区の要望等でも作業道の改修、復旧に力を貸してくださいという要望もいただいております、町としても対応していきたいという思いはあるが財源等の問題がある。財源が確保できる箇所は実施していったほうがよいし、確保できない箇所についても町の財源や事情をよく鑑みながら、公平の観点からも適正にいくような形で検討をしなければならないと思っているとの回答。

議案第41号の説明は以上です。

○議長（森田公明君） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第6 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情（継続審査）

◎日程第7 陳情第5号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第6、継続審査となっております陳情第2号及び日程第7 陳情第5号についてを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 陳情第2号、令和3年3月長和町議会第1回定例会において継続審査となっております、最低制限価格の設定に関する陳情については、令和3年4月30日に委員会を開催し、再審査の結果、本陳情の趣旨に明確な説明がなされなかったこと及び長和町での入札には該当しないことから、全員反対で不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第5号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情については、討論なく、採決の結果、全員賛成で採択することに決定いたしました。

以上、総務経済常任委員会に付託されました審査報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

最初に、日程第6 陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、陳情第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

次に、日程第7 陳情第5号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、陳情第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は採択であります。委員長報

告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時48分

---

再 開 午前 9時49分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は、本日、即決することに決定いたしました。

---

◎日程第1 議案第42号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第4号）について  
(町長提出)

◎日程第2 議案第43号 財産の取得について  
(町長提出)

◎日程第3 議案第44号 財産の取得について  
(町長提出)

◎日程第4 議案第45号 財産の取得について  
(町長提出)

○議長（森田公明君） 日程第1 議案第42号から日程第4 議案第45号までを一括して上程いたします。

上程された議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどは、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、賛成可決をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本議会に追加議案として提案させていただきました一般会計補正予算（第4号）並びに財産の取得について3件につきまして、御説明を申し上げます。

最初に、議案第42号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第4号）につきまして、御説明をいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症による大きな影響が長期化する中での事業であります。子育て世帯生活支援特別給付金に関わる経費を補正をいたしました。

次に、議案第43号から議案第45号の財産の取得について3件につきましては、冬場の除雪業務に使用するホイールローダー2台とトラクター1台を購入し、財産の取得をするものでございます。

以上、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明を終わります。

日程第1 議案第42号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第42号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第4号）について、御説明を申し上げます。ページをおめくりいただきまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ6億7,295万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては9ページからになりますので、御覧いただきたいと思います。

まず、歳入についてでございます。国の新型コロナウイルス感染症対策としての事業でございます子育て世帯生活支援特別給付金に関する国庫補助金460万円の増額補正となったところでございます。

10ページの歳出につきましては、民生費で消耗品、役務費、使用料のほか、システムの委託に93万円、国の新型コロナウイルス感染症対策としての事業でございます子育て世帯生活支援特別給付金に360万円を計上いたしました。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響が長期化する中での低所得の子育て世帯に対しての支援を行うというものでございまして、本年3月31日の時点での、18歳未満の子供を養育する住民税が非課税である方が対象となるものでございます。

給付額は1人当たり一律5万円で、72名の対象者を見込んでございます。この事業に関わる経費につきましては、全額国庫負担となるところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第43号 財産の取得についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、お願いいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第43号 財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、記載のとおり、ホイールローダー1台でございます。

この機械につきましては、長久保の大石団地地区から四泊地区、入大門地区にかけて除雪する機械でございます。

契約の金額につきましては、1,111万円でございます。

契約の相手方ですが、株式会社前田製作所東信営業所でございます。

契約の方法につきましては、見積徴収入札でございます。

2-2ページの仮契約書を御覧いただきたいと思っております。

納入期限につきましては、令和4年2月28日まででございます。

2-3ページにつきましては、入札経過書を添付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

5月の12日に入札を行いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率につきましては、67.33%となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第44号 財産の取得についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田健司君) それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第44号の財産の取得につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、記載のとおりホイールローダー1台でございます。

この機械につきましては、立岩古町地区内の主要幹線を除雪する機械でございます。

契約の金額につきましては、1,254万円でございます。

契約の相手方は、日本キャタピラー合同会社小諸営業所でございます。

契約の方法につきましては、見積徴収入札でございます。

3-2ページの仮契約書を御覧ください。

納入期限につきましては、令和4年2月28日まででございます。

3-3ページにつきましては、入札経過書を添付してございます。三社につきまして辞退となっておりますが、それぞれ仕様に合致した機械の用意ができないための辞退でございました。

6月2日の日に入札を行いまして、記載のとおり経過で入札したものでございます。落札率につきましては、99.13%となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番(柳澤貞司君) 今まで、この除雪機があったのか、なかったのか。新規なのか、あるいは今まで使っていたのが古くなったから買い換えるのか、どうなんですか。

○議長(森田公明君) 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 2台につきましては、交換ということで購入したいと思っております。

まず最初の9トンでございますが、今現在ではシルバー人材センターのところに置いてありまして、先ほど説明しましたけれども、そこから大石団地、あと基幹農道を通りまして入大門の中を除雪しております。

それから、2台目のやつですけれども、これは、今現在は旧わかば保育園の裏のところに置いてありまして、これについては立岩、古町、あと横町の信号機までを除雪しているものでございます。以上です。

ですので、交換ということで、2台とも交換ということでございます。更新ということですが。

○議長（森田公明君） 柳澤委員。

○7番（柳澤貞司君） そうすると、今まで使っていたそれぞれのローダー、除雪機はどうかされますか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 9トンに対しましては、鷹山の黒耀遺跡のほうへ配備したいと思っております。それから、6トンにつきましては、学者村のほうへ配置したいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 工期が2月28日となっているんですけど、冬のシーズン、もう少し早く納入できないかって、そこら辺の交渉のほうはいかがですか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 一応、工期は2月となっていますけれども、確かに早いほうがいいんですけども、一応、今ある機械では対応できますので、やっていきたいと思っております。

ただ、一応2月と、予定とありますけれども、1月末には納入できるということを聞いております。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第45号 財産の取得についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の4ページでございます。

議案第45号 財産の取得につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

この関係につきましては、落札予定価格が700万円を超えるというものによりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、記載のとおりのトラクター1台でございます。

この機械につきましては、合併特例交付金を活用しての購入事業で、学者村別荘地内におきまして、夏場につきましては道路ののり面の草刈りとして、冬場は除雪業務に当たる機械ということでございます。

契約の金額につきましては、606万2,100円でございます。

契約の相手方でございますが、信州うえだ農業協同組合でございます。

契約の方法につきましては、見積徴収入札でございます。

4-2ページの仮契約書を御覧いただきたいと思っております。

納入期限でございますが、本年の9月30日までとなっております。

4-3ページには入札経過調書を添付してございます。6月2日の日に入札を行いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率につきましては、74.94%となっております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） もう一度確認いたしますけれども、冬場は除雪に使うということなんですか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） そのとおりです。夏場はのり面の草刈り機に使いまして、アタッチメントを替えまして、冬場は除雪用ということで使いたいと思っています。

○議長（森田公明君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） そうすると、この除雪機、先ほども購入されていましたが、トラクターの除雪、そして夏場はモアで草刈りという、両方使うために、これがなかなかいいことだと思うんで

すけれども、それぞれ、またこれに対しては、オペレーター、しっかりしたオペレーターをつけなければならないと思います。

そして、どうしてイセキ、ほかに機種、それぞれのクボタ、三菱等ありますが、どうしてこのイセキトラクターに決めたんですか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） イセキのトラクターが、まず排土板、夏場はモアをつけられると。冬場についてはアタッチメントを替えて除雪ができるということで、選定をいたしました。

○議長（森田公明君） 柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） そうすると、ほかの機種はアタッチメントをつけることができないという解釈なんですか、どうなんですか。

○議長（森田公明君） よろしいですか、お座りいただければ。質問は終わりですか。

○7番（柳澤貞司君） だから、ほかの機種、クボタには、その両方、除雪もできない、モアもつかからない、こういうことなんですか。イセキは両方できると、こういう解釈なんですか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） これにつきましては、イセキのこのトラクターの同等なものということで入札していますので、これになりました。

だから、ほかのトラクターもあるかもしれませんが、ほかののでは、要は落ちなかったということで、このイセキになりました。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） こちらのほうに関しては、従前のような交換でしょうか。それとも新規購入なんでしょうか。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） これについては新規ということで、よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時08分

---

再 開 午前10時09分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。日程第1 意見書案第3号は先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、趣旨説明は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第1 意見書案第3号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 日程第1 意見書案第3号 新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める意見書を議題とし審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。意見書案第3号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本6月定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

したがって、令和3年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和3年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたします。

---

閉 会 午前10時12分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 渡 辺 久 人

長和町議会議員 柳 澤 貞 司

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員